

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 頌 健	2番	横田 真 澄
3番	北村 彰 敏	4番	関谷 英 樹
5番	今井 充 子	6番	広瀬 守 克
7番	藤橋 直 樹	8番	若原 達 夫
9番	鳥居 佳 史	10番	関谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 渕 ひろし
13番	今木 啓一郎	14番	杉原 克 巳
15番	棚橋 敏 明	16番	庄田 昭 人
17番	若井 千 尋	18番	若園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	佐 藤 雅 人
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治
都市整備部調整監	江 崎 哲 也	環 境 経 済 部 長	白 井 敏 明
上下水道部長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆さん、おはようございます。

議長の今木です。

本日は、早朝より議場での傍聴並びにインターネット配信を御覧いただき、誠にありがとうございます。

その上で、先日の東北地方の地震を受け、現在、後発地震への注意が呼びかけられています。当地域では対象地域ではございませんが、今朝も能登半島沖で地震があったようでございます。防災への意識を改めて共有しながら、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 改めまして、おはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市民の皆様、本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

先日、市内の各学校で行われました公表会に参加させていただきました。様々な教育の取組に触れる中で、特に印象に残ったのが生津小学校でのある場面でした。そこでは、いわゆる2分の1成人式とは異なり、学習の一場面として、保護者が子供一人一人に向けて手紙のような文章で思いを伝える時間が設けられていました。その言葉は、成果や結果ではなく日々の姿やその子なりの頑張りに目を向けたものであり、子供にとって安心感や自信につながるものだと感じました。

さて、本日は、市内保育施設による公共施設利用の在り方と環境整備について質問いたします。

1通のお手紙を頂いたことをきっかけに、改めて考えることとなった点について、市の考えを伺いたいと思います。

それでは、質問席にて進めさせていただきます。

先日、市内の保育施設の関係者の方から、市の施設利用に関して御相談をいただきました。内容といたしましては、別府保育所地域子育て支援センター横の芝生広場で、子供たちのため

に小さな運動遊びのイベントを行いたいと思い市に相談したところ、芝生広場を利用する場合、使用料1万円を支払うように言われたこと、子供たちの散歩の際に少しその芝生広場をお借りして遊ぶことについても難しいと言われたこと、同じ瑞穂市内の園であり、同じ瑞穂市内の子供たちを保育しているにもかかわらず、公立園は無料で利用できる一方、私立園は有料になるのはおかしいのではないかといった御相談内容でした。

そこで、私はすぐに市に対して事実関係の確認を行いました。その結果、子供たちとの散歩時に芝生広場へ立ち寄ることについては利用していただいてよい。しかし、イベントとして利用する場合の使用料1万円の減免については、他の私立保育所にも同様に御負担いただいているため難しいとの説明でありましたので、その内容をそのまま御相談をいただいた保育施設にお伝えしたところです。

まず、今回の経緯を振り返りますと、当初保育施設側には、散歩時に少しお借りすることも難しいという説明がなされていたと伺っています。その後、私から市に確認を行った結果、散歩時に立ち寄ることについては利用していただいてよいという扱いに変わりました。

そこでお伺いします。

なぜ、当初の説明とその後の説明に違いが生じたのか。当初は散歩時に立ち寄ることも難しいと案内していたのが、その後、散歩時の立ち寄りには認めるという整理になった理由について、どのような内部確認や検討を経て判断が変わったのかお示してください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

改めまして、おはようございます。

それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

当初、私立園から別府保育所に御相談いただき、幼児教育課には別府保育所から連絡がございました。その内容は、別府保育所東館の東の広場を、平日、私立園の運動会で使用したいという内容でございました。別府保育所東館の広場の位置づけは、別府保育所用地ではありますが、現状は常時開放しており、地域の皆様にも使用いただいております、ほかの公立保育所の園庭とは取扱いが異なり、公園のように利用できますので、私立園の方も散歩時に立ち寄られ遊ばれていたと思います。

御指摘の散歩時に立ち寄ることも難しいとの案内があったとのことですが、幼児教育課と私立園の職員の方はお電話で様々なお話をさせていただき、その中で瑞穂市立保育所も公園等に行くときは管理部署へ届出を出していることや、園の運動会等の行事、広場を占有する利用の仕方についてと幾つものお話をしておりましたので、御説明が十分でなく、誤解があったように思います。

散歩時の立ち寄り、つまり行事等で広場を占有する使い方でない場合は、別府保育所東館の

広場を利用いただけるという見解は当初にお話しした際から変わっておりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

もし私からの問合せがなかった場合、散歩時の立ち寄りについてはその後も難しいという扱いのままであったのか、それともいずれにしても内部で再検討が行われ現在と同じ結論に至っていたと考えてよいのか、お聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほどの答弁のとおり、当初より散歩時の立ち寄りでの利用はできるという御説明をさせていただいておりますが、行事等で利用する場合は全体を占有することになり、この限りではない旨の説明をさせていただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） その後、関係者の方から今回の件に関してお手紙をいただきました。御本人の承諾をいただいておりますので、全文を読ませていただきます。

瑞穂市議会議員 北村彰敏様。先日はお忙しいにもかかわらず、お話を聞いてくださりありがとうございます。また、早速市のほうにも確認してくださりありがとうございます。市ともあれからお話をさせていただきましたが、現状の取決めを話してくださるにとどまりました。

今の時点では、私たちが希望していた別府保育所地域子育て支援センター横の芝生広場は、金額的にも1万円は高く、予備日ともなるととても実施する気持ちにはなれませんでした。散歩時にお借りすることも市の話では難しいといったお話でしたが、利用してよいことをお聞きし、ほっとしたところです。

私の願いとしては、芝生広場も減免で瑞穂市の私立の保育園が利用できることを願っています。様々な業者が駐車場を借りられるときも支払っていただいているので同じですよと市は言われましたが、私たち私立は公立とは線引きされていて悲しい気持ちになりました。公立の園は同じ市内の園なので無料で借りることができると言われていましたが、私立であっても瑞穂市内の子供たちを保育していることには変わりありませんので、同様の対応であってもいいと思いますが、どう思われますか。この件について、今後そういった対応になるように北村さんから働きかけていただけないでしょうか。

瑞穂市にはたくさんの方が問題があり、私たちの願いは小さなことかもしれませんが、今後瑞穂市を担う市内の全ての子供たちが同じような教育の場が得られることを願っています。

以上が手紙の内容になります。

この手紙を拝見し、日々子供たちのために全力で保育をしてくださっている先生方、そして関係者の皆様が、制度の違いによって子供たちの経験の幅が狭まってしまっているのではないかと不安を抱えながら、それでも何とか子供たちに多様な体験の機会をつくらうとしておられることに胸が締めつけられる思いがいたしました。

公立か私立かに関わらず、目の前にいる子供たちは同じ瑞穂市で育つ子供たちです。いつもの園庭とは少し違う広い芝生の上で思い切り走り、風を感じながら外で体を動かし友達と一緒に遊ぶこと、園の外に出て自分たちのまちにはこんな場所があるんだと感ずること。そういった一つ一つの体験は、子供たちの成長にとって決して小さなものではないと思います。それが公立か私立かという設置主体の違いによって、ある園の子供はできる、別の園の子供は諦めざるを得ないという状況がもし生まれているのであれば、それは子供たちの側から見て本当に公平と言えるのか、子供の体験の差につながってしまっていないか。今回のお手紙はそうした点を問いかけているものだと受け止めています。

そこで、このお手紙の内容について確認をさせていただきます。

手紙の中には、市ともあれからお話をさせていただきましたが、現状の取決めを話して下さるにとどまりました。様々な業者が駐車場を借りるときも支払っていただいているので同じですよという市の説明についてお伺いいたします。

様々な業者とはどのような利用事例を念頭に置いておられたのか、営利活動を伴うものなのか、そうした業者による利用と今回のような保育施設による子供の運動遊びのイベントと同じと位置づけて説明した背景についてお示してください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

利用している保育所が公立か私立かによって、子供の体験の差につながってしまう懸念については、市としましてもあってはならないことだと考えております。お手紙の中にある事例は、本来貸出しを想定していない公共施設の駐車場等を目的外利用でお貸しする場合等を想定してお話ししております。利用目的の意味合いは異なりますが、別府保育所の東館の広場は保育所用地であるため、他の貸館施設のように通常は貸出しを行っていないので、この例を取り上げさせていただきました。

説明の背景にあったのは、運動会で利用するというお話でしたので、別府保育所と子育て支援センターが通常運営している時間帯に、別の保育所が広場で運動会を行うことには危険等を考えると貸出しが困難であるため、そのような説明になったと考えております。以上でございます。

ます。

[3 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） その後、相談をいただいた保育施設では、芝生広場の使用が難しいということで、ほかに無償で利用できる場所はないだろうかと検討を重ねられ、結果として近隣の都市公園で小さな運動遊びを行うことができたと同っております。

その際、都市公園は無償で利用できたこと、ただし公園や駐車場の全占有は認められないという説明があったこと、この2点をお聞きしました。

そこでお伺いします。

なぜ、近隣の都市公園については無償で利用することができたのか。また、駐車場を含め全占有は認められないというのは理由があつてのことだと思われませんが、理由や背景について市の考え方をお示しく下さい。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 都市公園は、レクリエーションや市民の憩い・交流の場であり、災害時の避難地にもなる重要なオープンスペースです。その公園を利用する場合に、特定の施設を除き、一般的には利用申請等の手続をすることなく、原則として自由に施設を御利用いただくことができます。

また、公園内でのイベントの開催や工作物の設置など、特定の行為を行う場合には、瑞穂市都市公園条例等に基づき、占用の許可または制限行為に対する許可を事前に得ていただく必要があり、その内容に応じて使用料が発生する場合があります。

御質問にありました保育施設からの公園利用の申請につきましては、運動遊びを目的とした公園利用という内容で申請があり、ほかの利用者に迷惑をかけない範囲内での使用として駐車場を含む公園の一部利用という形での制限行為の許可を行っています。また、その許可に当たっては、工作物等を設置することなく、既存の公園の広場で子供たちのレクリエーションや親子の交流といった公園の目的にも沿った内容であつたことから使用料の免除も行っています。

都市公園は、地域の共有財産であり、豊かな地域づくりに資する交流の場でもありますので、今後も誰もが快適に公園を御利用いただけるよう努めていきたいと考えております。

[3 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 分かりました。

私は、近隣市に対し、次の3点について照会を行いました。

1 つ目、公園、芝生広場、公民館等を私立保育園が利用する際に使用料は発生するのか。

2 つ目、教育・保育目的での利用での利用に減免の規定はあるか。

3つ目、公立保育園と私立保育園で取扱いに差があるか。

以下にいただいた回答と条文を確認した内容を、要点を絞って紹介します。

岐阜市の場合、岐阜市では都市公園は園児の団体が教育上の目的で使用する場合は減免と施行規則第7条に明記されています。また、科学館についても、教育活動、保育活動の一環として観覧する場合は免除と施行規則第7条で定められており、私立・公立の区別なく子供の活動を基準に減免の対象としています。

一方、公民館については、公立保育所は減免対象であるものの、私立保育園は減免対象とされていないとの回答があり、この部分は市立かどうかで差が残っている状況です。ただし、都市公園や科学館のように園児の教育活動、保育活動を起点に減免を明確にしている点は、瑞穂市としても参考にできると考えています。

次に、美濃加茂市は、公の施設等の使用料、利用料金の減額及び免除に関する取扱規則という減免規則を設けています。この規則の第3条第1項3では、市内の幼稚園、保育所等が幼児の教育活動等のために使用する場合は免除と明文化されています。私立・公立の区別はなく、都市公園を全部または一部占有するケースでも、この規定に基づき免除とする方針が示されておりました。

なお、美濃加茂市は、ひとづくり課と土木課の双方から、同じ取扱規則第3条第1項3に基づく免除との説明がなされており、庁内で統一した判断基準が共有されていることが確認できました。こうした横断的な基準の明文化は、瑞穂市でも参考となるのではないかと考えます。

各務原市では、園児、小学生、中学生の団体が教育上の目的で使用する場合は、都市公園の利用料を減免できると各務原市都市公園条例施行規則で明確に規定されています。また、学校体育施設開放条例施行規則でも、小学生、中学生で構成される団体は、小・中学校の体育館、スポーツ施設も減免対象とされており、教育目的の利用が制度上分かりやすく整理されています。

大垣市からは、私立保育園が地区センターや都市公園を利用する場合、大垣市地区センター条例及び大垣市都市公園条例の規定に基づき、使用料は免除しているとの回答をいただきました。条文上は詳細な類型までは確認できませんでしたが、運用として保育施設の利用は免除とする方針が確立されています。

羽島市は、公園や芝生広場については、営利活動を含まない利用であれば無料、公民館等については市内私立保育施設は5割減免、教育・保育目的の減免を別建てで置いているわけではありませんが、施設種別ごとに無料なのか何割減免なのかが規則に明確に定められており、利用者にも職員にも分かりやすい運用になっていると感じました。

このように、近隣の市では、園児・幼児の教育活動や保育活動としての利用を条文で明確に位置づけて減免・免除としている、あるいは営利を伴わない利用は無料、市立保育施設は一律

で5割減免といった分かりやすいルールを設けている自治体が見られました。

また、先ほど御紹介したお手紙の中には、私の願いとしては、芝生広場も減免で瑞穂市の私立の保育園が利用できることを願いたいという切実な思いがつつられており、併せて芝生広場の使用に関して有料にしなければいけない理由が何かあるのか、使用者側の管理に問題が出ないようになのか、高いとはいえ財政の足しになる金額でもないと思いますという率直な疑問も示されています。

これらを踏まえ、次の点をお伺いします。

瑞穂市としても、市内の私立保育園などが園児の運動遊び等の教育・保育活動として芝生広場等を利用する場合には、減免または免除を行う方向で考えていただけないでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほど都市整備部長の答弁にもありましたとおり、都市公園の利用について、その利用目的や利用の仕方によって使用料の免除も行っております。

また、コミュニティセンターや公民館等の減免については、それぞれの施設の規則の中に定めた市内の社会福祉団体、社会教育団体、芸術文化団体、その他の公共的な団体がその目的のために利用する場合は免除という規定が該当し、また別府保育所の東館の広場については、瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の減免規定、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免できるという規定が該当すると考えております。

しかしながら、東館広場については、先ほど答弁させていただいたとおり、使用していただく際に、別府保育所や子育て支援センターとの兼ね合いがあり難しい状況があります。利用方法などを御相談いただき、まずは調整が必要でありますので、保育所や支援センターの運営上支障がない場合に限り、双方協議の上、私立園の運動会などの行事での利用は可能であると御理解いただきたいと思います。

もちろん、散歩の際に少し立ち寄るといふ理由であれば、今までどおり御利用いただければと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） すみません、確認ですが、運営上支障がない場合、協議の上であれば減免もしくは免除という形で使用してもよいということではよろしかったですか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

今、議員がおっしゃったとおり、別府保育所や支援センターも営業日ということでいろんな活動をしておるといふところもございますので、双方協議の上、支障がないということであれ

ば無償で御利用いただけるかと思っております。以上でございます。

[3 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） ありがとうございます。

明確に無償で減免していただけるというふうに述べていただき、相談していただいた保育施設の方々も大変喜んでおります。ありがとうございます。

今回、瑞穂市と近隣市の条例規則を比較する中で、瑞穂市の減免規定には幾つか制度的な課題があるのではないかと感じました。

1 つ目、瑞穂市の減免規定は、公益上必要、市長が必要と認めた場合など抽象的な規定が中心で、他市のように園児の教育上の目的といった具体的な類型が明記されていないように思います。そのため、保育所やこども園が教育・保育目的で利用する場合の位置づけが条文上やや分かりにくいのではないかと感じています。

2 つ目、岐阜市や各務原市では、園児・小学生などの教育目的利用が明確に減免対象とされていますが、瑞穂市の都市公園条例には、「園児」「教育目的」といった文言がありません。

3 つ目、市立学校、市立幼稚園の利用は明確に免除対象とされていますが、私立保育園、認定こども園など民間保育施設に関する記述は見当たらないように見えます。このため、公立は明確、私立は個別判断といった扱いの差が生じやすいのではないかと感じています。

4 つ目、都市公園、公民館、体育施設、総合センター、コミュニティセンターなど、施設ごとに個別の規定が存在し、教育・保育目的の利用をどう扱うという共通の基準が横串としては整理されていないように思います。そのため、窓口や施設ごとに判断が異なる可能性があるのではないかと感じています。

5 つ目、岐阜市、各務原市、美濃加茂市などでは、園児が教育上の目的で使用するときなど、子供基点の書き方が見られますが、瑞穂市の条文は市立学校、社会教育団体など団体の属性を基点に整理されている印象があります。そのため、設置者が公立か私立かで扱いに差が出やすい構造になっているのではないかと感じています。

なお、公民館、体育施設、学校体育施設開放、総合センター、コミュニティセンターの施行規則では、社会教育団体、市立学校などに関する減免規定は存在しますが、園児の教育・保育活動を直接対象とした規定は置かれておらず、私立保育園、認定こども園等についても条文上の明確な位置づけはありません。そのため、教育活動としての典型的な利用であっても、個別の裁量、判断に委ねられる構造ではないかと思えます。

今申し上げた 1 から 5 のような点について、瑞穂市としても一定の課題があるとの認識をお持ちなのか、それとも現行の枠組みでおおむね妥当と考えておられるのか、現時点での御認識をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、利用している保育所が公立か私立かによって子供の体験の差につながってしまう懸念については、市としてあってはならないことだと思っております。

減免すべき事案につきましては、施設等の本来の目的に支障を来さない場合には、私立保育園の子供たちにも基本的には使用料の免除で御理解いただきたいと考えております。

その考え方から、御指摘いただいた条例等の課題については、どの公共施設も共通の明確な減免基準が必要であるということだと思っております。

しかし、保育というワード一つ取っても、公立、私立という違いだけではなく、認定こども園や小規模保育所、認可外保育所など様々な形態が存在いたします。また、公共施設の利用目的についても様々考えられますので、まずは教育委員会各部署が共通理解の下、内規等で誰に問いかけても回答の食い違いが出ないようにすることが必要と考えております。あわせ、例規上の問題であるのかどうかも含め、検討・調整が必要だと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 内規を徹底していただけるということで、ありがとうございます。

今までの答弁から1点思ったのですが、今回の事案に限らず、過去に同様の誤解や判断のばらつきが生じていなかったかについて、庁内で一度整理、確認を行うことが重要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。もし分かりそうであれば。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

少なからず過去にも同様の誤解や判断のばらつきがあったことはあると思っております。

例えば、協議など必要に思われる事案につきましては、担当者1人の判断で即答することなく、部署で整理・確認などを行って御回答するなど、様々なことを検討・整理、確認していきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

今回比較した近隣市の状況からも分かるように、こうした減免や免除の取扱いは条例そのものではなく、いずれも規則によって定められているケースが多く見られました。瑞穂市においても、都市公園、公民館、体育施設、総合センター、コミュニティセンター、学校体育施設開放など、使用料に関する具体的な取扱いは規則で規定されており、必要に応じて市長決裁によ

り見直しを行うことが可能だと理解しております。

そうした制度上の位置づけを踏まえた上で、次の点をお伺いします。

市内の保育施設、公立・私立ともが、幼児の教育活動、保育活動として、都市公園、公民館、体育施設、総合センター、コミュニティセンター、学校体育施設開放などの市施設を使用する場合には、教育上の目的、保育活動の一環といった条件を満たす場合には減免または免除とするという基準をそれぞれの施行規則上に明文化し、できる限り統一的に運用するという考え方を導入するお考えはないでしょうか。

私は、担当課や窓口によって結論が変わらないようにすること、施設ごとに説明内容がばらばらにならないようにすること、公立か私立かという設置主体によって子供たちの体験に差が生じないようにすることが重要であると考え、そのためには明文化と横断的な共通ルールづくりが必要であると考えています。市としての御見解をお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

例規に関しましては、現在、公民館、体育施設、総合センター、コミュニティセンター、学校体育施設開放などの施設の減免規定には、同様に、市内の社会福祉団体、社会教育団体、芸術文化団体、その他の公共的な団体がその目的のために利用する場合は免除と規定されていますので、統一的な運用は可能な状態であると思っております。

また、横断的な共通のルールづくりにつきましても、保育というキーワード一つ取っても様々な案件が想定される状況であり、これを教育上の目的や、例えば子育て支援や子供などと定義づけた場合には、さらに様々な案件が規定できますので、どのようなルールとすべきなのか、規則ではなく、職員が共通認識を持てるよう内規等も視野に入れ、今後考えていきたいと考えております。いずれにせよ、子供の体験の差につながらないよう、また他の公共施設を利用される方にも御納得いただける内容にしたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

最後に、市長にお伺いします。

今回の件を通じて、市長として改めて感じられることがもし何かありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆さん、おはようございます。

御質問の別府保育所のグラウンドの貸付に関する件につきましては、まず市の職員の説明と小規模の保育所の方の受け止め方が異なった、内容に相違が生じていること自体、私、行政の

トップとして誤解があっただけでは終わらないなということを受け止めております。

本来であれば、利用の可否については、別府保育所や子育て支援センターの活動状況を踏まえ、丁寧に調整をした上で判断するべきところを、窓口の段階で不十分な検討の中で、さらに他の事例を用いて有料になるといった説明を行ったということについては、やはり職員の説明の不足や対応の不十分さもあったということをおっしゃるを得ないということを感じております。

行政の窓口においては、必ずしもその窓口で即答するということが最善ではないと考えております。一度、庁舎内と申しますか、課の中でも十分に検討をして、確認すべきことは確認した上で御回答をするようなことが重要であるということをおっしゃる中で、また部長会を通じても職員には指示をしたところがございます。

今回の御指摘を真摯に受け止め、情報共有や判断基準の整理を徹底して、説明が変わることのないように組織としての対応の質を高めていかなければならないということをおっしゃるので、以上で、今回の別府の保育所のグラウンドの貸付について誤解があったということではなく、深く受け止めておるとのことのお答えとさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ありがとうございます。

私も思いました。情報共有と判断基準の統一化は重要だと思いますし、窓口によって判断が分かれていては多分市民も大変困るかと思っておりますので、その辺はちょっと今後徹底していただければなとも思いました。

今回、相談してくださった現場の方々にとっても、本日の市長はじめ執行部の答弁は安心につながるものだったと思っております。市民の小さな声がこうして前向きに受け止められ行政の改善につながっていく、そのような市政であり続けていただけることを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時45分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

まず、新庁舎建設についてお尋ねします。

2022年7月、第1回新庁舎建設検討委員会にて、建設候補地として只越地域が加えられました。その3年前の2020年1月に新庁舎に関する市民への説明会で新庁舎建設基本構想に関する市民説明会が開かれました。

そのときには候補地が8か所ありまして、只越地域は含まれていませんでした。2020年1月から2022年7月、この3年の間に市は新庁舎建設検討資料作成をコンサルに依頼してまとめています。市民説明会の後の1年後、2021年6月21日、コンサルとの契約時の業務委託仕様書には候補地が3か所となっています。その3か所には只越は入っていませんでした。しかし、その1か月後の7月21日にコンサルとの契約の変更がされました。変更された業務委託仕様書には、6か所程度の候補地とあります。つまり、3か所候補地を追加されたわけですね。

この1月の間に只越地域が候補地として初めて加えられましたが、私はこの只越地域が候補地として加えられた経緯を知りたく、公文書公開請求を今年10月22日にその経緯の分かる資料の請求をしました。しかし、その経緯の分かる議事録、メモ等の資料は存在しないとの回答がありました。

そこで市長にお聞きします。

只越地域を候補地に加えることをいつ誰がコンサルに伝えたのですか。また、その加えた理由は何でしたでしょうか、お尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） おはようございます。

まず只越地域が加えられましたのは、2022年7月の第4回の新庁舎建設検討委員会で加えられております。

令和3年度に実施しました新庁舎建設位置検討資料作成業務委託では、当初契約時には3か所であった候補地をさらに3か所追加し、合計6か所の候補地とする変更契約を締結しています。

追加しました候補地は、瑞穂市新庁舎建設基本構想の3か所の候補地の一つである穂積駅周辺地域を穂積庁舎南側駐車場と穂積庁舎第2駐車場の2か所としたことによる追加と、只越地域、穂積・穂積第2グラウンドを新たに追加した計3か所でございます。ですので、只越だけを追加したわけではございません。

只越地域及び穂積・穂積第2グラウンド等を候補地として追加することとしましたのは、当初契約締結から1か月後となります令和3年7月21日に本市と請負業者の間に締結しました変更契約のときでございます。

また、穂積駅周辺地域を穂積庁舎南側駐車場と穂積庁舎第2駐車場の2か所としたことによる追加と、只越地域、穂積・穂積第2グラウンドを新たに追加した理由は、令和2年に開催いたしました市民説明会におきまして、市民の方から新庁舎ができることで地域が発展するとい

う効果もあるため、将来的に瑞穂市が発展することを考えた新庁舎の位置の選定が大事なのではないかとの御意見をいただきましたので、予算及び地理的条件、まちづくりという観点から追加したものでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今のお答えの3か所を追加、その理由が瑞穂市の発展を考えまちづくりの視点ということでしたけれども、その3か所は、以前は8か所が検討されているわけです、既に。基本構想を検討した、発表されたのは、2020年に市民説明会で8か所ももう。しかもその8か所というのはある程度その位置的に3か所を加えるまでもなく、近いところでもう既に8か所の検討が行われているにもかかわらず、さらにその発展を考えて、まちづくりを考えて3か所というのは、それほど3か所は瑞穂市の発展に重大な寄与をするというふうには私は思えないんですけれども、部長、いかがですか。特に、やっぱりこの3か所はまちづくりを考え、穂積の発展を考えるというふうに思われますか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員がそのように感じられたということで、感想というふうに受け止めさせていただきますが、私どもといたしましては、担当部署といたしまして、やはり予算、地理的条件、まちづくりという点で何回も検討したと思います。記録が残っていないということであれですが、その辺りにつきましては、どこがいいだろうということでもみんな頭を悩ました結果でこの3か所の追加ということになりましたので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 先ほど言いましたように、事前に基本構想で十分に検討がされたと思うんですけど、今のお話でなかなか3か所が加えられた理由としては理解私はできません。

この新庁舎建設位置検討資料作成業務委託、要はコンサルに業務委託したときの仕様書が、私、手元にありますけれども、ここに資料提供という項目があって、市がまとめた建設候補地資料というのがあるんですね。多分ここでこの3か所が加えられた資料がこれが該当するかと思うんですけども、この資料についてまた後日見せていただきたいと思います。そこにどういう資料、どういう内容で加えられたかということが明記されていれば、またそれで一つ納得することにはなるかと思っておりますけれども。

では、次のテーマに移る前に、実は先ほども申し上げましたように、公文書の開示請求をさせていただきます。そのときに存在しないということで、非開示の通知を私は受けました。行政とコンサルとの協議の場合に、公文書管理法によると、意思決定に至る過程を跡づけ、検

証できる記録を作成しなければなりません、重要な政策決定に関わる協議であれば、記録がないことは説明責任の観点から不適切というふうに公文書管理法ではなっておりますので、コンサルとのやり取りの議事録が存在しない、不存在ということだったんですけれども、その点については今後やっぱりコンサルとのやり取りというのは、今言った公文書管理法に基づいてきちっと残しておくべきだと私は思いますけれども、この点については、私、注意していただいたほうがいいと思います。

次の質問です。

同じく新庁舎建設に関して、第3回新庁舎建設検討委員会で、市民センターを新庁舎に隣接して設ける案を事務局が公共施設の集約を積極的に検討していますと述べ、市民センターを新庁舎建設に隣接して建てることを主導しています。その前の第1回、第2回検討委員会では、この公共施設の集約についての議論は十分されていないと私は議事録を見て感じています。

この現在の市民センターは、現状、給排水設備や空調設備などが老朽化で修理が必要であるという状況であります。巢南公民館も老朽化しています。市民センター及び巢南公民館を大規模修繕するか建て替えるのかの議論は庁舎内で検討されたのでしょうか。まずそれですね、お願いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この市民センター、巢南公民館につきましては、平成29年3月に策定しました瑞穂市建物系公共施設個別施設計画では、マネジメント実践方針として、市民センター、巢南公民館は築40年前後となるため、新庁舎建設に合わせて統廃合等を検討することというふうに記載されております。この瑞穂市建物系公共施設個別施設計画は、庁内で検討を行いまして策定されたものとなります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 分かりました。

では、この検討委員会での新市民センターのいわゆる合築ということで、これは議論されたんですか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申しあげました瑞穂市建物系公共施設個別施設計画のほうでも既にその方針というのは決まっているというか、その方向でいこうということで内部的には決まっておりますので、特に新庁舎建設検討委員会において改めて集約等をするのを協議したわけではございません。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君）　ここに、第2回検討委員会の議事録がありますけれども、ある委員は、基本構想、先ほどの2020年の基本構想です。基本構想で3か所の候補地を最終的に決め、候補地として適地だとして明示されているんですけども、この3か所があるが、非常に納得のいく3か所であると。利便性の観点からすると、現在の穂積庁舎の位置が県庁にも近いのでいいではないかという意見が出ています。そして、新庁舎は中心に建設し、穂積庁舎の場所は総合センターでの利用、巢南庁舎は公民館機能での利用とし、分散した3つの拠点ということで防災の際もそれぞれの場所で役割を果たしていけばいいと思うという御意見が委員から出ています。

市民センターと庁舎が近いことの利便性は何かという問合せに対して、同じく別の方が、機能面ではあまり近くにある必要はないと感じるが、一番は駐車場を共用できる点だと思うという若干の新市民センターについてのコメントをされていらっしゃる委員さんはいらっしゃいますけれども、合築して一緒に新庁舎の隣にという意見はないんですね。

それで、私は次に質問でお伺いしますけれども、市民センターと巢南公民館を建て直すのであれば、総合センターとのバランスで巢南公民館の位置に、巢南公民館の辺りに新市民センターを設けるのが望ましいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君）　石田総務部長。

○総務部長（石田博文君）　新庁舎建設検討委員会では様々な御意見が出ておりました。その点については認識しておりますが、最終的に結果が出たということでございます。

穂積庁舎と市民センターは、現在も隣接、近接して建てられております。また、巢南庁舎と巢南公民館も同一の敷地内で建築されておりますので、新庁舎と新市民センターも一対のものではないかというふうに考えております。これは何か催事等がありましたときには、会議室や駐車場などといった機能を相互に補完することが可能となるということも考えています。

また、新庁舎建設事業に係る整備は、被災時に防災拠点として活用することを想定しております。現在も、市民センターと巢南公民館は指定避難所となっているだけでなく、自主避難所として実際に市民の皆様に利用していただいておりますが、庁舎と近接していることで、避難者の方との連絡や物資の配送などをスムーズに行うことができると考えられます。このため、新庁舎と新市民センターを同一敷地内に整備するということを考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君）　鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君）　今の市民センターが庁舎の隣にあるというのは、穂積町時代に建てたということで、私が言いたいのは、巢南公民館も建て直す時期が来ている。であれば、今の市民センターの隣には総合センターがありますので、これは穂積地区なわけですけども、巢南の

巢南公民館を新しく建て替えるのであれば、今の市民センターの機能を持った巢南公民館をより複合的にしたものを巢南に設けるということにしたほうがバランスがいいのではないかとという視点なんですね。もうこちらには総合センターがあると。じゃあ巢南の公民館を建て替えるときに複合的により大きなものにして、そちらに新しい市民センターを造ったほうがいいのではないかと、そういう考えなんですけれども、ちなみにこの意見については、市民の方にいろいろお話を聞きますと、それはいいんじゃないかという声を多く聞くということは参考にお伝えさせていただきます。

次の質問です。

只越地域での総事業の概算が150億円と試算されていますが、この事業での市債の発行額と返済が始まってからの元金合計の返済期間と平均返済額は幾らと試算していますか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 昨年度末に作成いたしました財政シミュレーションは、新庁舎建設検討委員会において、第1候補地となりました只越地域において事業を実施することを仮定したものとありますが、まずは新庁舎の建設費用として約60億円の金額を見込んでおります。この財政シミュレーションでは、市債による借入額は約15億円としております。ですので、これを20年で返済する計画としております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 新庁舎については、確実に建てることになるから60億円についての今の返済ということで、150億円に相当する金額というのはまだ決定ではないから、それについては答えられないということだと理解しましたけれども、150億円という数字が出た時点で、担当部局ではある程度大丈夫かなということは試算はされているかと思うんですけれども、その辺は非常に心配される場所ですので。はい、分かりました。

以上で新庁舎についての質問を終わらせていただきます。

次に、これからの自治会についてお尋ねします。

今年の6月議会の一般質問で、自治会による水路清掃について質問しました。自治会加入率が年々下がり、現在66%となっています。市長は、自治会の活動内容を含め、自治会の現状と今後についてどのようにお考えですか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

議員御指摘のとおり、自治会加入率は年々低下しており、これは全国的にも同様の状況で、瑞穂市では10年前には72%の加入率であったのが、現在は議員おっしゃるとおり66%となっており、持続可能な自治会運営が課題となっている状況であります。

加入率が低下している要因として考えられることは、自治会費が負担に感じられるとか、班長などの役員を引き受けたくないとか、また仕事や家庭の都合で地域の行事に参加できないといった様々な声が寄せられています、中でも役員負担が大きいという意見は特に多く聞かれます。

近年は、核家族や夫婦共働き、高齢者になっても就業する方が増えるなど、地域で役員を務める時間の確保がしにくい状況であります。また、市としても市民協働のまちづくりを進める中で、自治会から様々な役員を推薦していただくことが多く、自治会長をはじめ役員負担はさらに増加しています。その結果、役員になるなら自治会を脱会するといった声も聞くこともございます。

さらに、自治会でのボランティア活動やお祭り、イベントなどについても、担い手不足により活動が困難となってきた状況であり、こうした自治会活動について、時代の流れにうまく合わせていく必要があると感じております。

今後、自治会運営を円滑に進めていくためには、役員負担軽減が重要であると考えており、市としても自治会運営の負担軽減、例えばICT化の導入の支援などを取り組んでいるところでございます。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） そうですね、今理由をおっしゃいましたが、住民の皆さんからすると、役員、自治会に入っている、なぜ自治会に入らないといけないんだという。入って何がいいんだと、なぜ入らなければならないんだ、ここはなかなか分からないという理由だと思いますね、今の理由。私、3つほど理由をおっしゃいましたが、そうだと思うんですね。

そんな中でちょっとPRを兼ねて、最近私も自治会でCHIKUWA!、こういうパンフレットがありまして、これは瑞穂市の自治会で情報伝達のアプリを導入しようという試みがあって、これは先ほど利用役員の、まあいろんな手間とかね、あと情報の伝達をスムーズにするという意味では非常に有意義なアプリだと思いますので、これが広がれば少し光が見えるかなという思いはしますので、ぜひこれは多くの方が、自治会員さんが入っていただくといいなと思います。

そして、次の質問ですけれども、自治会で集められている3つの募金、すなわち日本赤十字社募金、赤い羽根共同募金、緑の募金があります。これらの募金は基本的には善意、つまり任意の協力だと思いますが、その結果、現状払わない自治会員も出ています。結果、自治会費集金のときに1世帯ごとに集金額が異なり、領収書も異なるといった事態も発生しています。

よって、自治会費を集金する役員は相当負担となってきました。結果、先ほど自治会役員はやりたくないという理由の、自治会は入りたくないという事例の一つとなっています。このことについての見解をお聞きします。どのように思っているのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

日本赤十字社への寄附金は、社会福祉協議会が所管する赤い羽根共同募金につきましては、現在自治会へ寄附の取りまとめについてお願いをしております。

自治会によって募金を集めていただく方法は異なりますが、多くは自治会の会計から一括で入金いただく方法でございます。しかし、募金の集金事務について、自治会の負担が大きいことなど様々な意見が自治会内に出ていることは承知をしております。現在の社会情勢や市民の方の意識の変化、公平性の問題など様々な課題があることは市としても認識をしております。

また、自治会に未加入の方への募金の募集方法についても検討する必要性を感じております。

今後も、募金の趣旨を御理解いただきまして御協力をお願いしたいと思っておりますので、募集方法などにつきまして、よりよい方法を検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） おはようございます。

緑の募金につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

緑の募金につきましては、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づいて行われているもので、岐阜県におきましては、岐阜県緑化推進委員会が中心となって各市町村にある支部と連携して進めており、瑞穂市では支部として瑞穂市緑の募金会を設け、平成21年より自治体へ募金の御協力を行っております。

議員からのお話のとおり、募金は任意のもので強制できないものと認識しておりますので、集金される方にとっては御負担となるかもしれませんが、募金の趣旨を踏まえて集金への御協力をお願いしているところであります。

なお、自治会によりましては、集金される方の負担軽減を図るために、自治会の総会などで合意を得られた上で自治会費と合わせて集金され、自治会費から募金会へお支払いされている自治会もございます。

この緑の募金につきましては、森林の機能を保持する事業への活用だけではなく、瑞穂市内の都市公園や公共施設などへ樹木を植樹し、市内の緑化推進にも活用されておりますので、今後も御協力をお願いして答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 私も自治会に入ったときに、自動的に自治会から納められていたという過去がありましたけれども、やはり自治会へ入っていて、何で入っているんだという思いと同時に、あれ、何で自動的に、今言ったような募金が払われているんだという疑問を持つ方が多

くなってきたというところで、だけれども今趣旨をおっしゃいましたけれども、その趣旨に賛同して、そういうことが起きて、いや、自分は払ってもいいんだという方も多くいらっしゃるの事実ですね。

それで、今ここに、自治会で集めるときに領収書をそれぞれ450円、600円、100円の領収書をそれぞれ切って1件1件出しているらしい。ある意味小まめに、それこそ正しいというか本来あるべきやり方だと思いますが、そうやって集めている自治会もあるんですね。それは非常に手間になってくるのは事実ですので、先ほどのCHIKUWA!のアプリの中で、この辺の金銭的な送付というのが含まれているようであれば、簡易によりできるかなという思いがあるんですけども、その辺のことをも含めて大いにCHIKUWA!の利用を期待したいというところですけども、あとはその次の根本の問題ですね。自治会になぜ入るの必要性を感じないかという点での質問です。

瑞穂市まちづくり基本条例第9条には、市民は安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自治会などの地域のコミュニティーに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めますとあります。

現状、この地域社会という今文言がありましたけれども、言い換えれば自治会ということだと思いますけれども、そのような目指す自治会が今実現しないと思われませんが、どのようにお考えですか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 瑞穂市まちづくり基本条例第9条第1項には、まちづくりにおいて自治会等の地域コミュニティーが欠かせない存在であることが規定されており、市民は安心して暮らせる地域社会を実現するために、自らの意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士が助け合い、支え合いながら課題の解決に向けて行動することが求められております。

現状においては、自治会等の地域コミュニティー活動は重要であるものの、コミュニティー意識の希薄化や役員、参加者の減少などにより、条例が示す理想の地域社会が十分に実現できていない状況にあります。しかしながら、市民参画による協働のまちづくりを進める中で、自治会活動や地域コミュニティーの役割は依然として重要で不可欠だと考えております。

地域課題の解決や、特に防災、福祉事業、祭りやイベントの開催など、また一つの自治会だけでは対応が難しい事業については、複数の自治会が連携して校区単位での活動体制を整え、推進していく必要があると考えております。

鳥居議員におかれましては、率先して自治会活動に御参加いただけていると思いますが、今後も市として自治会活動を支援するとともに、地域住民が互いに助け合い、安心して暮らせ

る地域社会の実現に向けて取り組んでいるところでございますので、引き続き御協力をよろしくお願いします。

[9 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） それで、それに近い活動がより活発になっていくにはどうしたらいいかという一つの検討課題として、次のことですね。瑞穂市まちづくり基本条例第22条にまちづくり基本条例推進委員会の役割として、協働のまちづくりの取組について審議及び評価を行いとあります。今こそ推進委員会を開催して、コミュニティーのある地域社会を、自治会の実現に向けての審議、評価を進めてはいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 瑞穂市まちづくり基本条例第22条では、まちづくりの基本条例推進委員会の位置づけと役割が規定されており、当委員会は、市長からの諮問事項のほか、まちづくりの取組について審議や評価を行うことが定められていますので、昨年度の令和7年3月25日に開催したまちづくり基本条例推進委員会では、令和4年度の答申を受けて実施してきた市のまちづくりの取組について審議・評価いただきました。

今年度も引き続き委員会の開催を予定しており、協議内容は、地域コミュニティーの希薄化の課題解決に向けて、行政と市民が一緒になり何をすべきか、それとまちづくり基本条例の改正で新たに盛り込んだ「子どもの参画」について、どのような支援体制を整えていくのかの2点について審議と評価を行う予定でございます。

市といたしまして、まちづくりに欠かせない自治会などの地域コミュニティーがこれからも持続可能なものとなり、住民が参加しやすく、地域のつながりがしっかりしたものになるよう、推進委員会を通じて審議、評価をいただき、今後のまちづくりに反映させていきたいと考えております。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 来年度ですか、開くのは、推進委員会を。そのときに、先ほど自治会の活動を活発にするという部分では、市内でも活発に活動されている自治会があると思いますが、要は人だと思えますね。そういう汗をかいてやっていただける方がいらっしゃるところは、自治会活動も活発にされていると思います。じゃあ、その方が替わられたら、後継の方が引き続き同じようにするかというとそうはなかなかいかないのが、こういう自治会活動だと思うんですね。

それで、私の提案ですけれども、各連合会ぐらいに1人ぐらいプロパーの方を、プロパーの方が見えて、その方がこの連合自治会の各自治会を、いろいろ相談事とか催事とかいろんなこ

とを専従で動いていただくような方をプロパーとして、市としてだと思えますけれども、有給で働いていただいて、その方が動くことで、要は積極的に自治会で動いていただいている自治会長さんのいないところは、その方が積極的に動く自治会長さんの役割を果たすぐらいのイメージのプロパーの方の存在が一つのきっかけになるのかなと思うんですけれども、この点についてももしお考えがあればいかがですか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） プロパーというよりは、やっぱり自治会長さんがトップにお見えになりまして、基本的には自治会は地域の皆さんで担っていくものだと考えておりますので、今後地域によってはなかなか自治会の加入率が悪いところもありますけれども、いまだに80%ぐらいキープしている自治会もありますので、今後市民協働の在り方について皆さんと協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 自治会長さんは見えるんだけど、自治会長さんがそういう積極的に市民のコミュニケーションを図るようなことに汗を流せる方はいいんですけど、そうでない方はそのプロパーの方にいろいろ、プロパーの方はある意味そういう部分の専門の方になるわけですから、自治会長さんと協議して、自治会長さんの意向を酌んで、自治会長さんによって動くという意味合いですけれども、一つの考えとして頭に入れておいていただけたらと思います。では、次の質問です。

特別支援教育についてお伺いします。

今年の小・中学校での公表会に私も参加させていただきまして、特別支援学級で先生方が対応するに難しいような状況を私はいま見られました。そのようなときに、専門のカウンセラーとか臨床心理士の方が見えたらどうされるのかなという思いをそのとき思ったわけですが、現場のそういう先生方は困っておられると僕は思ったんですけれども、その先生方と御本人、または御家族の方と専門家の方とのそういうコミュニケーションはどのような連携を取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 改めまして、おはようございます。

本市におきましても、特別な支援を必要とする児童・生徒数は年々増加しており、教育委員会としても一人一人の教育的ニーズに応じた支援の重要性は強く認識しております。

特別支援学級に在籍する子供たちは、公開授業のようなふだん見慣れない人に授業を見られるような状況下においては、時々興奮や不安を抱きやすく、気持ちを落ち着けるまでに時間を要することもあります。通常は、担任と相談しながら学習場所を移動したり、つい立てを用い

て刺激を遮断したりするなどの工夫を行い、クールダウンを図っております。学級担任のみで対応が難しい場合には、支援員や他の担任、職員室における職員の協力を得て対応しております。

また、学校生活において学級担任だけで対応が困難な場合には、校内での連携はもとより、教育委員会、指導教諭、これは特別支援を専門とする指導教諭です。それから、教育支援センターの指導員、これも特別支援の専門家が1人おりますので、そういった指導員などが加わり、学級担任の相談に応じたり支援の方向性を確認する体制を整えております。

また、年間3回開催しています教育支援委員会では、特別支援学校の支援センター長さんや大学教授などの専門的な知識をより有する方々からも助言をいただいております。必要に応じて学校を訪問していただき、児童の様子を直接参観した上で、個々に応じた支援方法について指導を受けております。

市内の特別支援学級数の増加に伴い、より多くの教員が専門的な知識を持って教育に臨む必要性は高まっております。教育委員会としましては、今後も特別支援教育に関する効果的な研修を計画的に実施するとともに、関係機関と連携しながら学校を支援する体制の充実に努めてまいりたいと思います。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 全ての小学校、中学校で公表会を見せていただいたわけではないんですけども、特別支援学級も授業の内容も違うんですけども、グループみんなが集中してやっ
ていらっしゃるクラスはたくさんありました。でも、そうでないところで、うまく授業がさ
れているところは改善されているのかなと、いわゆるより普通学級に戻れる状況にまでなれるの
かなというふうな感じもするような授業もたくさんありました。

つまり、片や本当に個人でベランダへ行ったり廊下へ行ったり、そういうことをされるクラ
スもあったりすると、そうすると先生方としてはなかなか向上というか、普通クラスに戻れる
ような、いわゆる教育をしたいけれども、実はそういうことでそこまでいなくて、現状をい
かにまとめるかというところで一生懸命苦労されているところにとどまってしまっているかな
というふうに私には感じられたんですけども、そういう意味で、次の質問ですけれども、保
護者や先生から、そういうどういふふうに対応したらいいんだろうかという支援についての相
談事例というのはどれほどあるんでしょうか。また、それに対して、結果改善されたというよ
うなことはあるんでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 本市における保護者からの相談については、教育委員会としては全体
的に正確な件数を把握しているわけではありませんが、いずれの学校においても日常的に相談
が寄せられている現状はあると思います。

特別支援学級や通級指導教室を利用する児童・生徒については、連絡ノート、電話等を通じて保護者と連携を図り、家庭での困り事に関する相談を受けることもあります。また、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、保護者と合意形成をしながら、その子に合った個別の支援計画を作成し、日々の指導を進めています。

その成果と課題については、日頃の相談もそうですが、年度末の懇談において保護者と確認をし、成長できた部分はお互いに喜び合ったりする場面も多く、保護者との信頼につながっていると考えています。課題については、今後の方向を保護者とも相談しつつ、次年度へも引き継ぎながら行っているというのが現状です。

また、特別支援学級の児童・生徒が、教科によってはですけれども、通常の学級の仲間と学習する場合もございます。そうした通常の学級の仲間と在籍する、交流学級と呼んでおりますけれども、そこにおきましても学習面や友人関係に関する相談が通常学級の担任との懇談で寄せられることもございます。その際には、特別支援教育コーディネーターが各校に1名おりますので、そういったコーディネーターや学校の管理職も同席をさせていただき、課題解決に向けてお互いに協力して取り組んでいるところです。

このように、学校が保護者に寄り添うことにより、誰もが安心して相談できる環境の整備に努めています。また、迅速な対応を基本とし、直ちに解決策が見いだせない場合もありますが、保護者と共に対処策を考えていく、そういった姿勢を持ち続けることで、保護者の信頼と安心につながっていると思っています。

今後についても、現場の声を重視しながら、学校と家庭の連携を一層強化することを通して、特別支援教育の質の向上と、教職員と保護者の信頼関係の充実を図ってまいりたいと思います。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今のお話の中で、特別支援コーディネーターの方が各学校に1人いらっしゃるのと、その方は常駐でいらっしゃるんですか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 各学校には特別支援学級を担当している者が複数名当然いるわけですが、その中の教諭の一人がいわゆる特別支援学級の取りまとめということで特別支援コーディネーターを行っておりますので、基本的には常駐でございます。

[9番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 特別支援学級を教えておられる先生にちょっと聞いたんですけども、今年初めて特別支援学級に来ましたという方が見えただけですけども、特別支援学級で教えら

れる先生というのは、ある種の子供たちへの対応について研修とかをされてから現場に行かれるんですか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 必ずしも全員が研修を終えたというよりは、特別支援の免許を持っている者もいますし、それから新たに特別支援学級を担当した者は、県の研修、そういった初めて担任をする者を対象とした研修がありますので、それを受けたり、当然市の教育委員会としてもそういう方を対象に研修は継続して行っております。

また、教育支援センターに、先ほど申したように特別支援を専門とする指導員がいますので、その指導員が各学校の要請に応じて、その学級へ行って先生の相談に乗ったり、実際の授業を見て、こうするといよいよというのをアドバイスしたりというようなことで、日常的にといいですか、継続的に相談に乗ったり指導をする機会は設けております。

[9 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今の県の特別支援の専門の方が見えて、その人に相談ということですけど、実際にどれぐらいの頻度で、例えば去年瑞穂市の全小・中学校で県の方への相談を、定期的に見て回れるというのは除いて、臨時に何か相談事があったから県のほうに相談するという事例というのはどれほどあるんですか、実際。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今申しました県の特別支援担当の研修については年間複数回ありまして、それは初めて特別支援学級を担当する、担任としてどういった指導をしていくとか、子供への接し方とか、そういうのを研修するという機会でも申し上げたので、日常的な相談というのは、先ほど申しました市の教育支援センターの特別支援担当の指導員であるとか、それから先ほど指導教諭という話を、これも特別支援を担当する、これは一般の教諭ですけども、教諭が学校を回ったりして相談に乗ったりしますので、そういった市の体制が充実しているということは思っております。

[9 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 公開授業でそれぞれの先生方が他校の特別支援学級の様子を熱心に見ておられて、その中で先生方も勉強されているなどというのはよく分かりまして、そういう中で相談事があったら、今体制としてはあるように思うので、1つは、これはちょっと専門の方かにはどうしたらいいか相談をしたほうがいいなという機会が、適切に相談が行われているかという部分でのちょっと懸念があるんですけども、今の在り方の中で、支援学級がより子供たちのためになるようなふうになっていけたらいいなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居住史君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 今井充子君の発言を許します。

今井充子君。

○5番（今井充子君） 皆様、こんにちは。

傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

議席番号5番、創緑会、今井充子です。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きな質問を2つさせていただきます。

1つ目は、こども誰でも通園制度についてです。

来年の4月から実装に向けて瑞穂市の現在の状況を確認させていただきます。

2点目は、10月25日に開催されましたG I F Uみずほ秋花火についての質問をさせていただきます。

このG I F Uみずほ秋花火の実行委員23人とボランティア延べ93人が共に開催をして、市民主体の大規模イベントの立ち上げの煩雑さや、また知識のない一般市民ばかりの集まりでしたので、とても無駄な時間が費やされたというか、知識がないがゆえに回り道をたくさんしてしまったということから、瑞穂市のにぎわい創出や子供の郷土愛を育むというような目的をイベントとした瑞穂市と市民が力を合わせてこれから行っていくべく、市の窓口や支援体制についての確認を含めた質問をさせていただきます。

詳細は質問席にてさせていただきます。

それではまず、乳幼児と通園支援事業、通称こども誰でも通園制度についてお伺いをいたします。

瑞穂市の周辺自治体である岐阜市、大垣市、本巣市、羽島市では、この制度のニーズがどの程度あるのかが不透明であるということから、今年10月より試行的に実施をされています。全国的にも多くの自治体が試行を進めておりますが、一方で国の制度設計が遅れているとの声も近隣市からは聞いております。

そこで、まず瑞穂市が試行的実施を行わない理由についてお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

新たなことに対しまして試行的実施を行う理由といたしましては、新しい制度を本格的に始める前に、現場で実際の運用や課題を確認、改善するために行うものと考えております。

本市におきましても試行的実施を検討しておりましたが、多様化する事業の中、試行的実施にたどり着くことができなかつたのが現状でございます。

また、本市におきましては、合併前より一時預かり制度を行っており、比較的こども誰でも通園と共通するところがあるため、それを試行的実施に置き換えることで、令和8年4月から始まるこども誰でも通園への備えにしようと考えたところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

それでは、近隣自治体が試行的に実施している状況を瑞穂市としてどのように把握しているのか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

近隣自治体のうち、令和7年度中に試行的に行っている県内自治体は、岐阜市、羽島市、本巣市、岐南町の4市町と把握しております。

また、本市といたしましては、こども誰でも通園制度について理解・検討を行うため、令和6年9月に岐南町への視察を実施いたしました。民間施設における実施状況でしたが、瑞穂市で行うことを想定した場合、実施方法など市の実態を踏まえて検討していく必要があると感じております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 岐南町に視察に行かれたということですが、先行して試行的に実施している自治体は全国で259自治体に上ると報告をされております。令和7年度には、この制度に関する経費が子ども・子育て支援事業として国から交付される仕組みとなっていると承知をしております。

そこでまず、制度を実施した場合、どの程度の交付金が国から交付される仕組みになっているのかお聞きします。また、該当の子ども・子育て支援事業の申請手続について、申請期限がいつであったのかも併せてお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

令和7年度の子ども・子育て支援交付金の交付要綱を見ますと、乳児等通園支援事業についての基準額は、人口5万人以上10万人未満、1自治体当たり3,718万9,000円となっております、こ

れに指導監督人員の配置や賃貸物件による実施など条件を満たせば基準額に加算がございませう。この基準額と実際に必要な費用を比べて、低いほうの金額に4分の3を乗じた金額が国から交付されます。市の一般財源からは4分の1を支出することになります。

また、令和7年度の子ども・子育て支援交付金の交付申請について県より連絡があったのは、申請書類の提出期限は8月20日でございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 国からの交付の金額が大きくてとてもびっくりしました。

半年間の試行実施は、保護者の利用状況の把握や保育所側の受入れ体制の確認など、双方の混乱を避けることが目的だと思いますが、瑞穂市で今回残念ながら試行的実施を行わないため、制度開始時の混乱や保護者への周知が十分に間に合わないのではないかと考えますが、これらへの対応はどのように進めるのか、お聞きいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

制度開始時の混乱を抑えるには、1つ目として、事前に分かりやすい周知として保護者向けのガイドブック・Q&A資料を作成し配付、またホームページやSNSで要点を簡素に説明する。2つ目としましては、保育施設へのサポート体制の強化として運用マニュアルを事前に提供する。3つ目といたしまして、地域の広報体制に組み合わせ、子育て支援センター、図書館などでチラシにて制度紹介するなど、施設に出来ない保護者にも確実に届くルートを確保すること。最後に、開始直後のフィードバックの迅速な収集と改善として、保護者アンケートを定期的実施するなど、これらを組み合わせることで保護者の不安や誤解を減らし、制度が円滑に定着するよう対応していきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 現在、来年度からの公立の保育所におけるこども誰でも通園制度は西保育・教育センターで予定されていると全員協議会で説明がありましたが、西保育・教育センターのみで行う理由をお聞きいたします。

また、さきの勉強会では、市内対象年齢6か月から3歳未満の子供は1,459名おり、当制度の対象となる未就園児は990人との報告を受けました。そして、9月の藤橋直樹議員の一般質問では、こども誰でも通園制度の保護者ニーズについて、令和6年度に実施したアンケートで、利用したいとの回答が61%にも上ったとの答弁がありました。現在実施予定の公立の西保育・教育センターと私立2施設の定員と希望者全ての受入れが可能だとお考えですか、教えてください。

あわせて、国の指針では、一時預かりと保育の整合性について柔軟な対応をしてもよいと考えられておりますが、瑞穂市ではどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

令和8年度より実施が義務化されるこども誰でも通園をどこで実施するかについては、様々な案を検討した結果、西保育・教育センターで行うことといたしました。

現在、午睡室として使用している部屋は、過去に2歳児保育を実施していたため、未満児用のトイレ設備があること、その保育室はトイレ設備が未満児用のため3歳以上児のクラスとして部屋としては使用していないことなどの理由から、現在実施している他事業の縮小・廃止を伴わないよう整備を実施することで、こども誰でも通園制度の実施ができると判断いたしました。

しかしながら、西保育・教育センターは瑞穂市の西に位置しているため、利用者からは不便が生じると考えるため、今後さらに実施できる場所がないかを検討していきたいと考えております。

各施設の定員につきましては、民間の認定こども園での実施につきましては、新年度の入所人数等も確定していない中で、何人受入れ可能なかは現時点では把握できかねますので、現在は事業実施の意思を確認するまでにとどまっておるところでございます。

西保育・教育センターにつきましては、民間保育施設と同じ状況であり、配置可能な保育士の確保も未定な状況であります。定員を10名とする予定で、環境整備を進めているところでございます。

今年度、事業フローが似ている一時預かり事業の受入れ状況には余裕があるという実態があるため、希望者を受け入れることができる想定はしておりますが、事業が開始され、利用者が非常に多く、利用予約が取れないという状況が発生した場合には、一時預かり事業を案内させていただくよう考えておるところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

ただいまの答弁で一時預かりというお話が出ましたけれども、勉強会のときに、一時預かりは基本的に保護者に予定があったりとか、保護者の都合であるものが一時保育で、今私のお話ししているこども誰でも通園制度は子供の発育のため、教育のための制度なので違うというようなニュアンスでお聞きしたと思いますけれども、こちらについてはまたもう一度お聞きします。

では、次の質問に移ります。

令和8年度4月より、この制度の申請の方法について、スマートフォンを利用したオンライン申請を導入するお考えがあるのかお聞きします。

また、ほかの行政手続におけるスマートフォン対応についても、どのようにお考えなのか、併せてお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

こども誰でも通園制度を利用するには、最初に保護者の方が利用申請書を幼児教育課に提出していただくことになります。その際には、保護者の方が市役所まで足を運んでいただくことなく在宅で手続ができるよう、L o G oフォームを使った利用申請の仕組みを現在考えております。その後、利用承認通知書の受け取り、利用施設での親子面談の実施を経て、実際に施設を利用される場合には、国が準備しておくこども誰でも通園制度総合システムを利用してオンラインによって予約することとなります。

幼児教育課に関する他の行政手続につきましても、可能であるのならば、スマートフォン等で手続ができれば保護者にとって非常に便利であると思っております。

しかし一方で、マイナンバーをはじめ特定個人情報を取り扱う手続が多いため、オンライン化の検討は慎重に行っていく必要があると考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） それでは、民間保育施設におけるこども誰でも通園制度への対応について、先ほどまだ検討段階というお話を聞きましたが、来年の4月からということでは、もう既に半年切っているということで、負担が大きく支障が出る可能性があるのではないかと考えます。市として民間保育施設にどのような支援をしながら進めていくのか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

こども誰でも通園制度の実施につきましては、認定こども園や小規模保育園といった民間特定保育施設へ大きな負担とならないよう、定員や開始時期について市から明確な打診は現在しておりません。民間特定保育施設へは、無理のない範囲で、可能ならばこども誰でも通園制度の実施検討していただくようお願いしております。

また、実施に向けて互いに情報共有しながら、小さなお子様をお預かりする事業ですので、特に安全に事業が行えるよう、市も一緒に考え、確認をしながら進めていきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） では、現実的に試行実施を行わないまま来年4月から制度を開始するというには課題が多いように考えられます。周知、保育士の確保、備品整備など、制度開始には必要な準備を4月までに整えられる見通しが立っているのかどうかをお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

保護者への周知につきましては、先ほどの答弁でもいたしました。事前の分かりやすい周知として、保護者向けのガイドブック・Q&A資料を作成し配付、ホームページやSNSで要点を簡素に説明していきたいと考えております。

保育士の確保につきましては、こども誰でも通園制度の保育士として募集するのではなく、他事業の保育士と同じ募集枠として設定し募集することにより、各事業での柔軟な配置ができるよう確保に向けて進めていきたいと考えております。

また、既に試行実施している県内4市町を参考に、制度の時間設定を9時から15時の中で設定することにより、保育士の働きやすい勤務時間となるため、比較的保育士の確保ができると考えております。

備品整備につきましては、4月からの事業開始に向け、今回の補正予算に備品費や消耗品費を計上させていただいており、4月開始までに間に合うよう手続を進めていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 今の御答弁の中で、準備を進めているということですが、民間の施設にも無理がないように、そして保育士にも負担がかからないようにというのはとても大切なことだと思いますが、もしかしてそのしわ寄せは利用者に行ってしまうのかという一抹の不安もございます。

今回、瑞穂市ではこども誰でも通園制度の試行的実施を行わない選択をされましたが、教育行政を運営する重要な職務で、教育委員会の会務を総理する役職である教育長の判断について、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） こども誰でも通園制度の試行的実施については、先ほども述べましたように、新しい制度を本格的に実施する前に、現場での実際の運用や課題を確認、改善するためのものと考えております。

本市においても試行的実施を検討しておりましたが、多様化する様々な事業を推進していく中、試行的実施を行うまでに至らなかったというのが現状でございます。教育行政をつかさどる立場としましては、試行的実施を行うことができるよう何らかの対応ができたのではないかと

という思いはございます。

なお、想定される課題としましては、例えば希望する保護者が事前に申請し承認された場合に、親子面談などを実施するときの一連の手续がスムーズにできるのか、また利用回数が限られる子供の保育内容などについて、保育所側の対応が適切にできるのかといったようなことが想定されます。こうした現場での実際の運用や想定される課題については、本市ではこども誰でも通園制度と事業フローが非常に似ている一時預かり事業を合併以前より実施しており、20年以上の経験で培われたノウハウにより、その強みを生かして十分に対応ができると考えております。

令和8年4月からのこども誰でも通園制度の実施については、議員が御心配されるような混乱等が絶対にならないように、担当課において確実に準備を進め、保育所や保護者と連携を図りながら、迅速かつ丁寧に対応していきたいと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 試行的実施をしない理由が、多様化する事業のニーズややらなければいけない事業があつてできなかったというようなお答えだったと思いますが、本来は国から交付金がもらえるので、試行的な実施をしながら本格実施をすることが子供の育ちのため、すなわちそれが保護者にスムーズに理解されることだと私は考えます。

教育長は、試行的実施をしないことがいいことだ、しなくてもいいという判断だったのか、やるべきであったというお考えなのか、また最終的なやらないという判断に至ったのは早い段階でなされたのか、それともぎりぎりまで検討したけどできなかったという判断なのか、教えていただきたいです。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 議員がおっしゃるように、本格的な実施に当たっては試行的な実施をすることで運用に際しての課題とかを確認するという意味では必要なことだったのではないかなという思いはございますが、先ほど申しましたように、様々な事情によりできなかったというところが現状だというふうに思っております。

その判断につきましては、随分迷いましたけれども、ぎりぎりのところまで担当課とも相談をしながら進めてきて、現実そういった判断をしたというところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） やれなかったということは、何度聞いても取り返すことはできませんけれども、4月からの通園制度の実施において、西保育・教育センターで実施するという点については、先ほど事務局長からも少し場所がというようなお話もありましたけれども、設備は

整っているということですが、その不便さという面は大きな問題だと考えます。

こどもまんなか政策の瑞穂市、ウェルビーイングみずほと市長はいつも掲げていらっしゃる。まだ4月でもあり、考える余地はあるのではないのでしょうか。

例えば、先ほど北村議員とのやり取りの中にも話題になりましたが、一時保育を実施している別府保育所東館1階には空いている教室もあるというようなことを聞いておりますし、別府保育所東館でできる可能性はあるのではないかと思います。

国の方針は、一時保育と一体的に実施することもできるとあります。どうして別府保育所東館でこども誰でも通園制度を実施しないのか、教育委員会のトップであり統括される教育長にお聞きいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 別府保育所東館の一時預かり事業を一定の場所で確保して実施をしておりますので、そこでいわゆる一緒になって、混在するというふうになると不都合が生じるのではないかという思いは実際に自分の中ではありますので、ただ議員がおっしゃるように、今後のことについて、限られた時間ではありますけれども、検討はしていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 先ほどから申し訳ないような気がするんですけども、西保育・教育センターは不便だと何度も言って申し訳ないんですけども、対象となる子供の居住地の分布を考えれば、やはり不便と考える方が多いのではないかなと思います。

今回のこのこども誰でも通園制度の試行的実施をなされなかったということに関しまして、教育委員会の内部や教育長、事務局長、さらには幼児教育課内部、また保育所と十分な協議がなされていなかったのではないかなと私は考えます。子供のために、より便利で質の高い保育の実施をどのようにするかを考え対応していただきたいなと思います。

先ほど教育長は、4月には混乱なく開始すると意気込みを話されましたが、本当に利用者が満足いく開始ができるのか、遅れているのではないかなと危惧しております。そして、この先には一時保育と年齢要件や利用格差、そしてこども誰でも通園制度の市独自の上乗せ施策の検討なども必要になってくると思います。今後も市議会への報告や情報提供をお願いし、この質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、今年10月25日、瑞穂市で初めてとなるG I F Uみずほ秋花火大会が開催されました。当日はあいにくの雨ではございましたが、市内外から多くの方が足を運び、大きな事故もなく無事に終了いたしました。

横田議員や宮川議員、そして私も含めた市内の有志23人が実行委員会を立ち上げ、準備段階

から企業の協賛へのお願い、会場の整備、広報、警備計画など、時間をかけて努力を重ねてきました。

市内には、これまで汽車まつりやふれあいフェスタなど、商工会や市が主催する伝統あるイベントがありますが、花火大会などのような大規模な市民が主催するイベントが少なかったこともあり、今回の取組は大変注目を集めたと感じております。

市民の方々からは、瑞穂市にこんなに人が集まるとは思わなかったとか、地元で花火が見られてうれしい、来年もぜひといった前向きな声が多く寄せられております。

そこでお伺いいたします。

今回の花火大会について、市はどのように受け止め、市民の声をどのように把握し、どのように評価をしているのか教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 10月25日に開催されましたG I F Uみずほ秋花火が無事大成功に終わられましたこと、瑞穂市を愛する市民の方が自分たちの手で瑞穂市を盛り上げていこうという熱い気持ちでこの花火大会を実行していただけたことに、大変すばらしく感銘いたしました。

当日昼から会場内でも多くの来場者の方がお見えになり、次々と行われるステージイベントを楽しみ、夜には瑞穂市で初めてとなる花火が打ち上がるのを楽しみにしていらっしゃった多くの方の熱い気持ちを代弁するかのごとく、大輪のすばらしい花火が雨空を彩りました。雨にもかかわらず打ち上げ花火会場のほか、市内各地で屋外に出られ花火を見学されておられ、どの方にも笑顔が輝きあふれるすばらしい大会で大盛況でありました。

実行委員会の皆様におかれましては、1年間この花火大会の開催に向けて大変御尽力をされたことに深く敬意を表しております。そして、最後の実行委員長の挨拶の中で、来年も引き続きG I F Uみずほ秋花火を打ち上げていただけると宣言していただきましたので、ますます瑞穂市が盛り上がることに市民の期待を代表して感謝申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 過分なるお言葉で、実行委員の一人として大変恐縮しております。ありがとうございます。

では、この花火大会の位置づけについてお伺いいたします。

花火には、地域のにぎわいをつくり、市民の交流、そして子供たちの郷土愛を育む力があると私は考えております。地域に誇りを持つ機会、家族や友人と過ごす特別な時間、そして地元の企業が地域に貢献する場として大きな効果があったと考えます。

私自身、岐阜市で生まれ育ちましたので、子供の頃に家族と共に花火を見に連れていってもらった思い出から始まり、中・高校生の頃には友達と自転車で見に行き、大人になってからも

毎年のように足を運び、母親になってからは子供の手を引いて連れていっております。

このように自分の人生の大切な思い出と花火がリンクしており、瑞穂の子供たちにもこのような郷土愛の醸成に一役買うイベントにしたいという思いで実行委員として参加したという経緯があります。また、市内の企業や市民の方々に協賛金をお預かりして、たくさんの皆様の地域を愛するという気持ちに触れさせていただきました。この花火大会を市はどのような意義を持つ事業として捉えていらっしゃるのか、市としての位置づけをお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 市民の皆様からお聞きしたこと、御意見の多くは、この花火大会について、花火を大変近くで見ることができてうれしかったことや、楽しいイベントがあつてまた来年も来たいなどの喜びに満ちた御意見でした。

来場者も大変多く見受けられましたので、まず市民交流の促進、地域のにぎわいづくりなど十分に図られ、非常に意義深いものと受け止めております。

また、子供たちの郷土愛の醸成につきましても、子供たちが家族や友達と共に花火を見上げ、心に残る体験を共有することは、将来にわたりふるさと瑞穂市を大切に思う気持ちを育む契機となるものであり、瑞穂市を大変誇りに思うイベントになり、行く行くはこの誇りを持つことにより移住・定住につながり、結果、子供が輝き、誰もが笑顔あふれる、安心して住みよいまちにつながっていくものと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 今の御答弁を聞いておまして、今回携わっていただいた花火師さんから、花火はいつも上を向いて見るものだからすごくいい仕事をしているんだというようなことを聞きました。確かに、親子で手をつないで上を見て大きな大輪の花火に感動するというのは、何物にも代え難い経験だったと思います。

今回、初めての開催であったからこそ、多くの課題もあったものと思います。実行委員も会場の配置や交通誘導、それから来場者の動線、安全管理、広報の在り方など振り返りを重ねております。

そこでお伺いいたします。

市として、今回の花火大会をどのような課題があったかということをお伺いいただけます。お願いします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 今回のG I F Uみずほ秋花火大会は、有志の皆様における実行委員会が主催した花火大会で、市といたしましては後援させていただいたという立場でありますので、主催者である実行委員会のイベントの内容について、検証はなかなか市としては行うこと

は難しいかと思いますが、イベント開催の全体を通して、今回が第1回のG I F Uみずほ秋花火となり、関係機関との協議や手続先に戸惑う部分もあったと思いますが、来年度以降においては、今回の実績を教訓に、手続等の業務がスムーズに終わられるようにしていくことが必要と考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

本当に分からないことだらけなので、何度も何度も市役所のいろいろな部署に代わる代わる実行委員が納得するまでお伺いして、お時間と手間を取らせてしまったということも私たちの反省の一つでございます。

続きまして、イベントの開催の手続についてお伺いいたします。

今回の会場でありました犀川河川敷は、市民の憩いの場であり、散歩を楽しんだり、親しみのある場所です。過去には、社会実験などのイベントなども行われてきたと承知しております。今後も、私たちのように地域の団体がイベントを企画する可能性もあると思います。しかし、今回のみずほ秋花火の開催に当たり、場所の確定に大変な時間と労力を費やしました。

そこでお伺いいたします。

市民や団体が自主的に犀川河川敷を利用してイベントをする場合、申請や相談は市のどの部署が窓口になっていただけるのでしょうか。また、市と協働でイベントを開催する場合に、担当部署がどこになるのか明確にしていきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 今回の開催場所の中心は、さい川さくら公園でしたので、施設の利用に関しては都市管理課が担当しております。また、花火の打ち上げ箇所については国土交通省が所管しており、さらには煙火の取扱いということで、瑞穂市の消防署において許可や申請が必要となっております。

そして、花火の打ち上げに伴い、事前散水や消防車の待機については瑞穂消防署となりますが、消防署からの補助の要請がある場合の瑞穂市消防団の出動についてや、会場での防犯活動など北方警察署にも依頼するため、市民協働安全課が担当となります。

また、市と共催や後援をするイベントについては、その内容によっては担当が多岐に分かれる場合があります何かと手続が煩雑となりますので、市役所の総合窓口としては総合政策課で全て対応いたしまして、各担当課に引き継ぎたいと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 市に相談する窓口がワンストップで総合政策で受けただけという

ことは大変心強いです。これからもたくさんの市民がいろいろな自主イベントをやっていきやすくなるのだなととても期待が持てます。

では次に、市民や団体が自主的に行うイベントに対する支援についてお伺いいたします。

市民の全体の活動を盛り上げるためには、行政が全面的に主催するというのではなく、民間が持つ熱量や機動力を後押しする仕組みというのも重要になってきていると考えます。今回の花火に際し、先進事例であるほかの市町村では、例えばノウハウの提供や安全管理マニュアルを共有されたり、後方支援、テントや機材の貸出しの情報提供、補助金制度の活用など、いろいろな形で市民の取組を支えている市町村もありました。

そこでお伺いいたします。

瑞穂市として、市民や団体が自主的に開催をするイベントに対し、どのような支援が可能でしょうか。また、今回の準備段階で、先ほども申し上げましたように、たくさんの職員さんのお手間を取らせてしまいましたけれども、G I F Uみずほ秋花火は瑞穂市の後援をいただいていたということで市からいろいろな支援をいただきましたけれども、私も自分の担当するところしか分からない部分もありまして、全体的にどのような支援を受けてきたのか、具体的に教えていただきたいと思います。

また、今後このような大規模市民イベントが開催される際に、広報の協力、補助制度、備品貸出し、例えば市が運営しているインスタグラムの投稿への依頼や、ホームページの空いているところの広告バナーがあるんだよというような情報提供や情報発信の可否、資金面でのサポートなど、具体的にお示してください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 市民が自発的に行う市民主体の大きなイベントの開催は今回が初めてでしたので、どのような支援ができるのかは、市といたしましてはまだ手探りでございましたが、瑞穂市や教育委員会の共催や後援を受けている場合は、公園の利用の手続や市の広報紙への掲載や挟み込み、また小・中学校、幼稚園、保育所へのチラシの配布などが考えられます。

また、みずほバス運行調整や警察や消防署との調整、消防団への協力依頼、大垣市との調整など、行政的な支援について最大限協力させていただきますので、よろしくお願ひします。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 本当に今回の花火も全面的に御協力をいただき感謝申し上げます。

それでは次に、今のお話にもありましたチラシ配布についてお伺いいたします。

今回のG I F Uみずほ秋花火の案内をたくさんの市民に届くように「広報みずほ」とともに配布をいただきましたたり、商工会の御協力の下、商工ニュースにも同封していただき、多くのお店にもポスターの掲示の御協力をいただきました。

今回の秋花火は、瑞穂市の子供たちに郷土愛を育んでほしいという目的があり、そのために市内の保育園や幼稚園、小・中学校の子供たち全員の手に情報が届くということが私たちの極めて重要なことでしたので、教育委員会からも後援をいただき配布のお力添えをいただきました。

しかし、実際には、教育委員会が持つ配布リストには瑞穂市立の施設のみが書かれ、瑞穂市内の私立のこども園などの情報は含まれておりませんでした。先ほどの北村議員の一般質問で、具体的な内容は違いますが、私立の施設と公立の施設についての不公平感、体験の差という内容があったと思いますが、同じ瑞穂市で育つ子供たちでありながら、公立と私立で情報に差が出てしまったということは、結果として郷土愛を育む機会に格差が生まれたという点で大きな問題だと私は考えます。

この情報格差をどのように認識し改善するおつもりなのか、確認と要望を含めてお伺いいたしますが、市内の子供への情報提供において、公立だけではなく私立の施設などにも必要な場合は同様な案内が届くように配布体制を見直すことはできないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

教育委員会といたしましては、教育活動に関連するチラシの配布について、瑞穂市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校においては後援を行い、配布の許可を出すこととしております。しかし、私立の保育所や教育施設は、運営法人が独自に運営を行っているため、教育委員会がその施設に対して配布の可否を直接的に指示することはできないと考えております。私立に関するチラシ配布については、それぞれの運営法人が判断すべき事柄であり、施設ごとの方針に従って行われるべきと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

しかしながら、保育所、幼稚園、小・中学校において、地域の催物等のチラシを配布することは、地域の子供や保護者に直接情報を届けられ、家庭に持ち帰ることができ、参加意欲を高め、地域交流や文化活動の広がりにつながることから、市内私立保育園等の御紹介はできると考えておりますので、今後協議していきたいと考えております。

教育委員会としましては、チラシの配布に関して、今後も情報提供の在り方に関する指針を踏まえ適切に対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） おっしゃられるように、私立の施設ではそれぞれの考えがあり、それぞ

れの教育方針もありますので、一律というのは大変難しいかと思えます。ただ、私たちも途中でそれに気がついたので、気がついたスタッフが一軒一軒探して電話をして届けてもいいかという許可をいただけたところに届けたという経緯がありまして、たまたま今回担当してくれたのが瑞穂市外に住んでいらっしゃる方で、それでも瑞穂のこのイベントに協力をしたいと参加してくれた方だったので、瑞穂市内にどういう施設があるのかすら分からない状況で、かかり切りで全てのところに連絡を取ってくれたということで、もし教育委員会からいただいたリストに、ほかにもこのような私立の施設がありますというリストだけでもあれば、配れるかどうかは別として、教育施設がこのようにありますというリストと一緒に頂けていたらよかったなと思って質問させていただきましたので、今後体制が少しずつでも変わっていくようお願いいたします。

それでは、今回の花火大会では、渋滞対策や雨天時の問合せ、消防や警察との連携強化、会場の安全確保など多くの多くの課題も残りました。こうした課題は、今回消防や警察、そして市役所からも全面的に協力をいただきましたが、それでも実行委員会だけでは解決するには限界がある場面もありました。

そこでお伺いいたします。

今回、同様の市民主体のイベントに対し、市としてどのような関わり方が望ましいとお考えでしょうか。助言や協働、安全管理支援など、どのような形が最適とお考えであるか、お考えをお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 主催者である実行委員会のイベントの内容については、検証を市として行うことはなかなか難しいとは思いますが、今回のイベントの全体を通して、主催者や瑞穂市などいろいろな課題が見えてきましたので、それぞれの立場で行える範囲の中で課題の改善に向けた取組をさせていただき、今後ますます市内の市民活動が活性化され、市民自身の手で瑞穂市全体の活性化させていただくことを後押しさせていただきたいと考えております。

そして、瑞穂市を愛する市民が、自分たちの手で瑞穂市を希望と笑顔にあふれた幸せと誇れるまちにしていきたいと考え実行していただけることが、瑞穂市の未来を担う子供たちにとって将来に夢と希望を抱けるまちとなるものだと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

では、最後にお伺いいたします。

地域住民と地元企業が力を合わせ、地域に活気を生み出すイベントをつくる流れは、行政だけでは、大変失礼ながらなし得ない価値を生んだのではないかと私たちは自負しております。

今回のG I F Uみずほ秋花火でも、企業の協賛、市民のボランティア、地域の皆さんの御協力や応援があって初めて実現いたしました。

そこでお伺いいたします。

住民や企業が協力して開催するイベント、温かいお言葉はいただきましたが、今後、市としてどのように具体的に支援をしていく考えなのか、今後の大きな方針や行政としてどこまで関わっていただけるかということについて、最後にお考えをお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 地域住民の方や地元企業が開催するイベントにつきましては、まずは主催者様の自主的な運営開催が大切であると考えております。本市といたしましては、イベントの趣旨が本市の施策と合致し、市民サービスや地域活性化に資するものであると認められた場合に共催や後援をし、関係機関との調整や広報紙の支援やその他の情報提供など、市ができる範囲で最大限支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 今井議員のG I F Uみずほ秋花火の御質問にお答えをさせていただきます。

今年の10月25日に開催されましたこの秋花火大会については、何度も先ほどから出ておりますが、瑞穂市で初めてとなる取組であり、実行委員の方23名、ボランティアの方93名ということで、これは本当に民間の皆さんでなければできなかったような、そんなことだということをおもっております。皆様が1年をかけて準備し、企画をして運営に当たられたということに心から敬意を表するものでございます。

また、当日は雨天であったにもかかわらず、多くの市民の皆さんが御来場いただき、高齢者の方からは、まさか瑞穂市で花火がこの年になって見るのができたということはとてもうれしい。若い世代の方からは、10分程度の花火だと思っていたが30分もあったというようなことで、とてもよいお声を多数寄せていただきました。

私としても、市民の皆さんの期待、そして盛り上がり、若い世代の皆さんの地域を元気にしていこうという、その勢いを強く感じたところで大変評価しているところでございます。

この花火大会を契機に、その勢いが翌週以降に開催されたみずほふれあいフェスタ2025、さらにはほづみ夜市においても多くの市民の方に参加をしていただき、市内全体でにぎわいが連続したと記憶をしております。こうした流れは、地域の活力の向上にとって非常に有意義な深いものであるということを受け止めております。

また一方では、本部運営やキッチンカーエリア、イベントの内容、来場者の動線や駐車場など、雨天であったということで中止の判断の連絡など改善すべき点は私はあったということも思っております。これらの課題について、実行委員の皆さんと市が意見交換を行いながら、次

年度に向けての改善策や、そして来年度の日程調整などもほかのイベントと重ならないように共有をして進めていく必要があるのではないかと考えております。

市として可能な限り協力・支援を前向きにしたいということを思い、答弁とさせていただきます。

[5 番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 市長の心強いお言葉に本当に胸が躍る思いです。

確かにいろいろと手違いがあったりとか、雨が降って中止なのかという連絡を私たちはインスタグラムで発信をしておりましたが、市役所の当番の方にも何度か連絡が入ったというような御迷惑もおかけしたと聞いております。

初めてのことで民間だけではなし得ない、地元の皆様、そして行政からの強い後押し、消防や警察の方々たちの力添えのおかげで第1回目が無事に終わりましたので、子供たちのために、そして瑞穂市のにぎわいを創出するために、このようなイベントを、私も積極的に関わっていきたく思いますので、どうぞ行政の方も、議員の皆様も、市民の皆様も力を合わせて一緒に瑞穂市を盛り上げていただきたいと思います。一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 5 番 今井充子君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1 時15分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○16 番（庄田昭人君） こんにちは。

傍聴いただきましてありがとうございます。

議席番号16番 庄田昭人、議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

私も議員となり18年、18年前には環境を守ることは私の取組の一つであり、昔は糸貫川で泳ぎ、エビを捕り食べた、ナマズ、ウナギをいろいろな魚も捕れたという話を聞いたことがありました。現在では様々な生き物が見られなくなってきました。

その一つにアメリカザリガニも食用として輸入され、全国に広がっていった。しかし、今この猛暑により水温が上がり、生きていくことができなくなり、減少をしているとありました。このことはザリガニだけではなく、生き物が生きていけない環境であるのではないのでしょうか。しかし、守らなくてはならない生物として、市として保護していかなければならないと考えております。

本日の質問は3点、インフルエンザの対応について、本田小学校の将来の児童数の増加について、ハリヨについての3点であります。

これよりは質問席に移らせていただき、質問をさせていただきます。

それでは、まず初めの質問になりますが、この12月議会の所信表明の中に、インフルエンザが流行し、市内小・中学校では学級閉鎖が続いております。学校においては、うがい、手洗い、換気などの感染対策を徹底するとともに、家庭において体調管理と早期受診への御協力をお願いしているところでありますと冒頭の挨拶でありましたが、今年のインフルエンザの特徴は、例年より早く流行し、北半球では9月末頃から患者数が増加傾向にあります。この流行の早さは、早く、広く、長くがキーワードとされています。

流行が例年より早い背景は、コロナ禍から緩和、マスクの着用、手洗いの意識低下とも言われています。また、インフルエンザA型は新型変異株の出現であり、若年層での感染が報告されています。市内の学校感染報告では、一度に多くの感染者が出ていると感じています。それは、教室内での感染が一度に早く広く感染したのではないのでしょうか。

そこで質問は、感染対策を徹底すると言われております。その感染対策について、児童・生徒の徹底した感染対策はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市内の園、小・中学校におけるインフルエンザの状況ですが、まず本日12月15日現在では、市内では3学級、学級閉鎖となっております。本日までには延べ44学級の学級閉鎖がございました。昨年度よりも早い時期に流行の傾向が見られるのは、全国の状況と同様でございます。児童・生徒が健康で学校生活を送れるよう、インフルエンザなどの感染症対策は非常に大切だと考えております。教育委員会としましても、感染症対策につきましては、児童・生徒、それから教職員、そして保護者に対して指導の徹底や協力依頼を行っております。

まず、児童・生徒ですが、基本的な感染症対策として、登校時の健康観察の徹底、発熱やせきなど風邪症状がある場合は自宅待機、欠席連絡の適切な取扱い、せきエチケット、手洗い、換気の徹底、給食時の衛生管理を周知しております。

教職員には、自己の体調管理と適切なマスク着用、教室や共用部分の換気の徹底、風邪症状がある場合の早期相談と休養の確保などを周知しているところでございます。

最後、保護者に対しては、通知文や学校連絡アプリ等を活用して、統一的な情報提供や登校前の健康確認、学校の感染予防対策の実践を周知しているところでございます。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 以前、感染対策について、教室内に消毒液を配置するというふうに関い

たことがあります。感染対策の意識を上げると。先ほども児童・生徒にはそのような感染対策の手洗い、手指消毒は伝えているというふうにありましたが、しかし、さらに感染対策の意識を上げなければ、マスクの着用も今はいいではないかというような意識が出ているのではないかと考えますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おっしゃるように、インフルエンザをはじめとする感染症の予防には、児童・生徒一人一人の感染症対策の意識を高めることが大変重要であります。アルコール消毒液につきましては、現在も市内の園、小・中学校の教室に設置し、手指消毒を行っております。感染症対策の意識の向上は、日頃からの取組が大切だと考えます。

市内の学校には、手洗い、うがいの習慣化のために、休み時間の後や給食前に校内放送や音楽をかけるなどして、手洗い、うがいの徹底を促す指導を行い、意識の向上を図っている学校があります。また、換気を徹底するために、市で購入したサーキュレーターを活用し、空気の循環を促したり、児童会や生徒会などの保健委員会の児童・生徒が中心となり、適切に換気を行うよう仲間呼びかけを行っている学校もあります。

そのほかに、学級担任は日常的に子供たちの手洗いやうがいの働きかけをしておりますが、学級担任以外にも、養護教諭は健康管理と感染拡大防止について、栄養教諭は食と生活習慣の改善について、児童・生徒に継続的に指導を行っております。これらの働きかけも、インフルエンザ等の感染症に対する意識を高めることにつながっていると捉えております。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） ただいま答弁の中にも、食の改善、私も大切であるというふうに考えております。それは、食材、学校給食においても、ワカメ、海藻類やナメコ、ゴボウ、大根、白菜、レンコン、カボチャ、私の好きなものばかりですが、これが免疫力の向上に当たるという食材だというふうに聞いております。

しかし、さらに免疫力を上げるためには、副食の提供による、今は感染対策飲料みたいなものがあるんですが、そのようなものを副食提供することの考えはあるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 免疫力とは、人の体が外部から侵入したウイルスを攻撃、排除し、病気から身を守り、回復を助ける働きを指します。この免疫力を高めるには、栄養、休養、運動の3要素が重要であります。特に栄養面においては、ビタミンAが鼻やのどの粘膜を保護し、ウイルスの侵入を防ぐ役割を果たし、またビタミンCがウイルスの増殖を抑制する効果を持つことが知られております。

学校給食において今やっていること、できることとしましては、緑黄色野菜や淡色野菜、果物を取り入れることで、児童・生徒が自然にこれらの先ほど申し上げた栄養素を摂取できるような工夫をしております。今後も給食センターを中心に、主食、主菜、副菜のバランスが整った献立を計画し、児童・生徒が偏食なく食べられるよう指導、啓発に努めてまいります。これにより免疫力の向上と健康保持を図り、教育活動の継続に資するようしていきたいと思っております。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 副食の提供についてということでは、今のところは話がありませんでしたが、そのような飲料、サプリはどうかなんて自分は思います。学校給食にはふさわしいものではないなというふうに考えますが、副食として牛乳に代わるものというふうな提案をさせていただいたつもりであります。副食の中で免疫力を上げられるようなことができないのかという思いでありました。

先ほどもサーキュレーターを使っているということでありましたが、私としては、どうしても冬、換気するという事は難しいのではないかというふうなことを感じております。この議場においても大きな空気清浄機が設置されております。やっぱり学校内にこれだけのものを設置することは、多分大きな財政負担になってくるというような感じはしますが、せめて加湿器ぐらいはつけられるようなことの考えはあるのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校で加湿器を使って適切な湿度管理を行うことは、インフルエンザの予防に一定の効果があると考えます。一方で、使用している加湿器の種類や性能、使用年数や管理状況によっては、ウイルスや雑菌等を拡散してしまう懸念も指摘されております。そのため、現在加湿器を利用している学校においては、学校薬剤師と相談の上、衛生管理等について指導をしてもらい、適切に使用を指導しているところでございます。

現時点においては、市として加湿器の新たな設置は検討しておりませんが、これまで申し上げてきた基本的な感染症対策の徹底を最優先とし、アルコール消毒液やサーキュレーターなど既存の機器を効果的に活用することで、感染症対策を着実に進めてまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 以前も、加湿器は設置できないのかということの中で、やはり水が古くなった、加湿をしていくための水がウイルスに侵されている、もしくはカビが発生している、

それをまき散らしているというような報告もあったのは私も分かっております。しかし、現在よりよい、ウイルスやカビなどに対応できているのではないかというふうに考えさせていただきました。なので、一つでも加湿器が徹底をしている、感染対策を徹底していく、子供たちを守るという観点からいうと、さらに対応できないかなという私の思いでありました。

さらに、先ほども答弁にありましたが、登校前の検温は保護者をお願いをするのでありますが、保護者としては、朝の忙しいとき、1分でも早く早くというような中で、子供たちが登校の時間を迎えるためにと、お母さん方の苦勞も見えてきます。そこで、毎日測りなさい、検温をなさい、そんなことはなかなか難しいことかもしれませんが、その感染対策、検温、保護者へのお願いはどのようにしているのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今現在、保護者の方に対しましては、検温を含めた家庭での健康観察をお願いし、発熱や体調不良が認められる場合には、学校への連絡をいただくとともに、医師の指示に従い、治癒をするまで登校を控えていただくように依頼をしているところでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） コロナのときには、登校時に検温ということを経験した学校に入る前にしてありました。コロナのように厳しくというのか、そこで先生方の時間を取ることになってしまう。本当に大変なことかと思いますが、やはり今インフルエンザ対応にしても、しっかりとその部分についてはやらなければならないのではないかな。朝元気だったのにという保護者の声も出てくるのではないかというふうに思っております。登校時の検温対策についてはどのようにお考えになるのか、お聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 以前コロナがはやっていたときに行っていたような登校時の検温は、現在実施はしておりませんが、毎日朝の会の中で、最初に児童・生徒の健康観察を行い、熱も含めて体調不良の有無を把握しております。また、学校生活の中で体調不良を訴える児童・生徒や心配な様子が見られる場合には、保健室において養護教諭が健康状態の確認や検温を行い、児童・生徒が無理をして症状を悪化させたり、感染が拡大したりしないよう適切に対応しているところでございます。

今後さらに学校医の方とも連携をし、感染症対策の助言を受けながら、学校全体で予防体制を強化していきたいと思っておりますし、これらの取組を総合的に進めることで、児童・生徒の健康保持と教育活動の継続を確保していきたいと思っております。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 感染対策の一つにマスクの着用というの也被われましたが、子供のことです。忘れちゃった、持っていかなせるのを忘れちゃったというのは保護者のことかもしれませんが、学校に來てせきが出るようになったときにマスクなんかは貸し出せるような形になっているのか、貸し出せるというよりは渡せるというのか、そんな対策を取っているのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校のほうでは、当然保健室にそういったマスクの予備は常備していると思ひますので、万が一忘れてしまった、あるいはせきが出て周りにうつすのが心配やといった子供さんに対しては、マスクを与えて学校生活を送るか、状況によっては早退するというような、そんな対応を取っていると思ひております。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 中学校3年生、これから大切なときです。受験というものがあります。本当に受験のときに風邪をこじらせてしまった、熱が上がってしまった、それでも受けなければならぬとして一生懸命受ける学生が力を発揮できない、そんな瞬間がもし起きてしまうようなことにならないよう、感染対策、中3だけとは言ひませんが、多くのやはり兄弟がいますので、感染というものは家族の中でうつってしまうこともありますので、どうかインフルエンザ対応、もしくはコロナ対応、感染対策をしっかりと、所信表明であったように感染対策を徹底する思いをしっかりとまた学校のほうに伝えていただきたい、そんな思いであります。

それでは、次の質問であります。

本田小学校の将来の児童の増加について。

現在、本田小学校放課後児童クラブ新築工事実施計画業務として補正予算が組まれています。本田小学校では、現在でも教室数が不足しているのではないかというふうには私は感じております。余裕がないような教室になっていないのか、本当に心配なところでもあります。小学校として教室に余裕があれば、児童にしっかりと個別対応ができる、そんな場所がない。また、9月議会でも質問をしたのは、それぞれの支援教室の部分についても足りないのではないか。支援教室にさらにきちとした対応、子供たち一人一人に向き合っほしい、そんな思いであります。そんな児童の様々な支援、教育ができることが本来ではないかというふうには私は考えております。

現在教室数で、今後の本田小学校の児童数が増加し、その増加に伴い教室不足になるのではないか。これは2番目の質問と一緒に、これは組み合わせをほしいと思ひるのは、現在児童クラブの工事をするといったところで、本来なら少し待ったではないか。自分の中では教室不足で

はなく、将来のことも考えるのであれば、きちっとしたものを考えるべきではないかなというのが私の思いであります。まずは教室不足ではないのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 小・中学校における教室の数は、児童・生徒数の増減と密接に関係しております。当然、児童・生徒数が増加すれば学級数も増え、それに応じて必要な教室も増加いたします。逆に児童・生徒数が減少すれば学級数も減り、余裕教室が生じる場合もございます。したがって、教室の整備は、児童・生徒数の動向を的確に把握し、将来の学級編制に対応できるよう計画的に進めることが重要だと考えます。

本市の児童・生徒、瑞穂市全体でいいますと、今年度5月1日現在は5,026名、これはあくまでも現時点での推測ですが、5年後には約4,800人、10年後には約4,600人に減少すると見込んでおります。

次に、本田小学校の児童数の推移について申し上げます。今年度5月1日現在の児童数は628人、来年度は640人の予定です。その後は大きな変化はなく、令和11年度に656人となり、それをピークに、令和12年度は627人、令和13年度には588人へと減少に転じる見込みと予想をしております。

教室数についてですが、現在、通常の学級及び特別支援学級を合わせて26教室使用しております。今後最も教室数が必要となるのは、先ほど申しました児童数が最大となる令和11年度になりますが、27教室が必要になると試算をしております。その場合には、通常学級1学級の増加が見込まれますが、現在あるコンピューター室を活用する予定をしており、教室不足の状況にはならないと想定はしております。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 今述べられた教室数、人数というのは、何人学級で試算されたのかお伺いをします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今、通常学級は1クラス、小学校、中学校もそうですが、35人学級になっておりますので、その人数で試算しております。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 35人でもいいがということは聞いたような気がしますが、本来30人学級を目指しなさいという通達があったのではないかとことは感じておりますが、30人学級ということを考えては、教室数としては適切ではないのかということですね。なので、今、本

来なら30人学級という通達はあったのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 私の記憶で申し訳ないんですが、30人学級にという通達まではなかったように記憶しておりますが、後ほど調べて報告させていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 35人学級なら今の教室数でももつという、本田小学校が、今その周辺が開発をされてどんどん人口が増えている、そんなところもまだ増えるのではないかな、建て売り、もしくは新築をしていくような姿を見ていると、まだまだ増えていくのではないかな、その思いが最大656名というお話でありました。

本当に教室不足がこのときに現れないように、きちっとした教室で行われる、やはりきちっとした教育を受けられる環境づくりを持たなければならない。令和11年、もうすぐであります。そのときにしっかりと教育を受けられる教室数の確保をお願いしたいと思います。

また、30人学級については私も記憶であります。それは確認すべきだったかなというのは、35から30、それは私としても聞いたときに、瑞穂市の増加をしている傾向と、減少している都市においては30人でしっかり教育しなさいということは言えるだろうな。しかし、瑞穂市では、この教室数の不足の中で30人学級にするということは、到底教室数が足りないのではないかなと思ったのが数年前、そんな記憶が、今感じたので、また確認をさせていただきたい。しっかりと教育を望む、愛してやまない子供たちのためにという一つであると私は考えます。

それから、もう一つの質問であります。放課後児童クラブによる教室確保も現在必要と提案されているが、その後、今の建て替え、増築をする、新築をするではなく、本来造っておけばもう少し余裕がある教室数ができるのではないかとというのが私の思いであります。今ぎりぎり、あと7年も、令和11年も、それをもっと確保したら少人数で指導もできるのではないかな、そんな思いがあるのであれば、今ここの提案されたものは少し置いておいても何か考え直す必要があるかなというのが私の思いであります。現在の放課後児童クラブによる教室数確保をしっかりと考える必要があるのではないかとこの思いであります。お伺いをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 本田小学校区の放課後児童クラブについては、児童数の増加に伴って、小学校において活用できる余裕教室というのはない状況がある中ですので、現在は本田コミュニティセンター及び本田小学校の体育館2階にありますミーティングルームで運営しているところではあります。

9月議会でも答弁をさせていただきましたが、ここ2年にわたり1・2年生のクラスの半分以上は放課後児童クラブを利用するという状況が続いていること、それから全ての学年の利用

希望児童をお受けできない現状を鑑みますと、抜本的に受入れ場所の再考の時期が来ていると考えております。そこで、新たに小学校敷地内に施設を建設し、定員を増やして受入れ体制の充実を図ってまいりたいと計画しているところです。

現在も地域の方々には大変お世話になっておりますが、来年度も引き続き本田コミュニティセンターや本田小学校体育館2階ミーティングルームを利用して運営をさせていただきたいと考えております。そして、再来年度に向けて新規施設の開設を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 私としては、本田校区の議員として、本田小学校ということで伝えさせていただきましたが、市内の小学校、まだまだ増加している、足りないといった小学校があると私は聞いております。そこで、しっかりとしたまちづくりの中の小学校、それも基盤整備の一つというふうに考えます。

教室を建てるということについては、大きな予算がかかっていることも重々分かっていますが、子供たちの将来のために、足りなくなった、プレハブで何とか教室をなんていうことにならないようしっかりとした計画をつくっていただきたい。そんな思いで質問をさせていただきました。本田小学校だけではない市内全体の計画もきちっと見直していただきたいという思いであります。

それでは、次の質問をさせていただきたいと思えます。

これまで瑞穂市にすむハリヨの大切さについて、市としての取組を感じております。これまで一般質問を行ってきた議員の思いもこもってきたことでしょう。環境問題、自然保護は、瑞穂市の今後の指針になるように感じております。この土曜日にも、ハリヨについて森先生の話やほんでん自然を守る会の方も活動発表があったと伺っております。参加された方よりハリヨの大切さがよく分かったとの言葉もありました。私は仕事の都合により聞くことができず本当に残念でありましたが、このことについては、市がどう感じたのか、ハリヨについてどのように思ったのか、考えを聞いてみたいところであります。

また、ハリヨの保護の大切さを考え、その強い思いでなければ、この瑞穂市にとってのハリヨについてしっかりと取り組んでいただきたい。まずは一步進むことは12月の広報にも感じております。こんなふうに取り上げていただいたんだなというふうに私も感じさせていただきました。

また、ほんでん自然を守る会の方々と、11月30日に伊自良、ハリヨ公園、本巢、湯ノ古公園、海津、北部浄水公園、大垣、曾根城公園、西ふれあい公園と見学をさせていただきました。それぞれの公園はしっかりと管理され、ハリヨの姿も見ることができました。

小さな池でありましたが、本巢の湯ノ古公園では、平成9年3月建設とされた公園でありましたが、水車も回りきれいに管理され、建設から28年が経過したようには感じられませんでした。海津市、北部浄水公園では、公園の池からさらに生息地が自然な形で見ることもできました。大垣、曾根城公園では、しっかりと管理され、観察も浅い池にて間近で見ることもできました。今、瑞穂市がどのような保護を行っていくのかと考えなければならぬと感じました。どのような保護が瑞穂市にとってよりいいのか、そんな思いでありました。その質問は、大切な、貴重な長良川水系のハリヨの保護を今後どのように考えていくのか、お考えを聞きたいと思えます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在、市内でハリヨの生息の確認ができているのは、文化財に指定している給食センターを含め5か所となっており、議員御指摘の長良川水系のハリヨについては、本田地域にある五六川支川のみとなっており、非常に希少な価値があると認識しておるところでございます。また、他の生息地と違い、自然の河川であることから保護が困難な場所であるとも考えております。

本田地域につきましては、ほんでん自然を守る会の皆様を中心となって、定期的に草刈りや河川内のごみ拾い等、環境整備、保護を行っていただいております。市といたしましても、ほんでん自然を守る会の皆様との意見交換を図る中で、よりよい保護活動について、文化財指定も視野に入れ、検討していきたいと考えております。また、議員言われました他市町等のハリヨの生息している公園などを研究材料とし、今後瑞穂市でもどのように環境整備をしていくのかを関係部署と調整し、併せて検討していきたいと考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 先日、給食センターのハリヨの池の清掃活動を有志にて行いました。

参加いただきました皆様に感謝申し上げます。しかし、現在瑞穂市の管理が遅れているようにも感じさせていただきました。観察ができるような形で見えたらいいな、探しても見つからないではなく、本当に草を刈った後、あそこにおるねというふうに見えたのも、やはり雑草が生えている、ヨシが生えているような状態の中では観察ができるようなことがなかった。もう少しハリヨが見えるように、観察ができるようにと工夫してできたらいいのではないかと考えたところでもあります。

給食センターのハリヨは、長良川水系のハリヨではないということではありますが、しかし大切な給食センターのハリヨであります。観察できるように工夫をしていただきたい、そんな思いではありますが、いかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

まずは、11月23日に文化財でもあります給食センターのハリヨ生息地の清掃を企画、実施いただき、ありがとうございました。参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

議員言われますもう少しハリヨが見えるように、観察できるようにするためには、ハードとソフトの両面からアプローチが必要であると考えております。

ソフト面につきましては、現在総合政策課が市の魚の認定に向けパブリックコメントを実施し、市民の意見をお伺いする中で進めておるところでございます。また、「広報みずほ」12月号の特集記事の掲載をはじめ、市民説明会や各小学校にスクールミーティング等を実施し、ハリヨの生態や生息地等の説明、啓発活動を行う中で、広く市民の意見を伺っているところであり、まずはハリヨに興味を持ってもらうことが重要と考えております。

ハード面では、ハリヨの生態や生息していることを知らせる看板の更新、水辺で安全に観察できる場所の整備など、生息地の整備も順次進めていく中で、ハリヨ保護に係る理解やその機運を高めていきたいと考えております。また、さきの答弁でもいただきましたが、他市町等のハリヨの生息している公園などを研究材料として、今後瑞穂市でもどのように環境整備をしていくのかを研究していきたいと考えております。

今後も、ハリヨが生息し続ける環境保護に向け、有識者やボランティアの皆様の意見を参考にしながら、関係部署と一体となり、さらには市民の皆様と一緒に、市の魚ハリヨについて協議、検討をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 広報の12月号を見たときに、活動をしている写真を見たときに、本当にほんでん自然を守る会の皆さん、さらには企業からJAの若手の職員がきちっと川の中に入って、胴長を履いていただいて、しっかりとヘドロを取っていただいた姿を写真に掲載いただきました。こんなふうに掲載していただけたなど、私としてありがたく思ったところであります。

また、JAの皆様にも本当に活動に協力をいただいていること、本当に感謝申し上げながら、私もハリヨについて、これは18年前から、瑞穂市の自然を守らなければならないと願ったものがやっここに見えてきた思いであります。自然環境を守る、それは今現在住んでいる私たちが将来に向けて地球の環境を守らなければならないという思いであります。

それでは、先ほど確認をさせていただきました土曜日のハリヨの話、特別講演会はどのようなふうだったのか。私は欠席してしまいました。市としてどのような思いがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 私も土曜日の13日は、この講演会に出席させていただきまして、協立大学の森誠一教授の講演会でございましたけれども、森先生と私も合併する前からお付き合いをさせていただいて、当時はまだいろんな分析の方法が科学的にできていない時代でしたので、いろんな活動を私自身がしてきた中で教えていただいた中で、特に今回の講演会の内容については、地球規模の中で、規模というか、北半球に主に、寒いところにトゲウオ科という種がおるということで、日本はトゲウオ科が生息する最南端、一番南になるということです。

日本の中でも、滋賀県と岐阜県だけがハリヨがいるよということでの講演でありましたし、岐阜県の中でももう数か所、大垣市さんも先ほどありましたけれども、大垣市さんや海津市さん、そういった保護活動をしてみえるところの紹介もございましたが、その中でも瑞穂市のところに焦点を当てていただいて、給食センター、それから十七条の型システム株式会社、西ふれあい広場、本田地区の用水路というところの、先ほど言いましたようにDNA鑑定が進んでまいりまして、特に本田においては、長良川水系のハリヨはもうここだけやということをはっきり言われました。その中で、今どういう状態にあるかということ、本当に生息域が水路だけですの狭い状態で、これからいつまでそこで生息できるのか危機的な状態に今はあるというお話を伺いました。

そういった中で、その先生の上に本田地区の自然を守る会の方が発表されましたけれども、本田地区の活動については、本田の小学校4年生を対象に毎年ハリヨの勉強をやって、現地へ視察にも行っておられます。こういった活動も何年も続けてみえるうちに、今もう中学生になった子たちもそういった活動の内容を理解していて、ハリヨというのはどういう魚やということも知ってみえて、その中で、森先生も言ってみえたんですが、やっぱり地域の宝物として、子供たちがそれを守っていくという教育がすごく大事やということをお話いただきました。

その中でも特に、私もずっといろんなところを見せていただきましたが、ボランティア団体、いわゆる民間、それから行政、学識経験者、この3つが三位一体となって守らないとそういったものは守っていけないと、ハリヨは守っていけないよというお話の中で、行政がどこをどういうふうに今後していくかという話も、やっぱり知識がないと、やみくもに池を改良したりしてもなかなか生息が続かないということで、やっぱり先生自身もこの本田の用水路のハリヨというのは本当に貴重な魚やということを思ってみえます。

長良川水系でもう残っておるのはここだけやと言われたのはそういう意味でございまして、その中で、先生としては、バックヤードと言われましたけれども、どこかで保護をしていく場所を、検討があるので、そこへ一時的に、数匹だと思えますけれども、そちらで絶滅をする可能性のある、なぜそうなってきたかということの分析をして、その後にもまたそこへ戻すとか、絶滅してしまったときにも、そういった環境ができたときに戻そうという先生の考え方でございまして、取りあえず今私ども本田の魚を守るには、やっぱり森先生の知識をお借りして、今

後のハード面も含めて、行政ができるのは、やっぱりボランティアではとてもハード面までできないので、どうしてもお金がかかってまいります。そういったときも、お金の面で税金という形だけじゃなしに、クラウドファンディングであったり、寄附であったり、そういうのも募りながら、行政として何がやっていけるのかということは今後進めていきたいと思ひますし、もちろん民間のほうの、どこの市町でもそうですけれども、ボランティアの方が見えないと、どうしても行政だけでは逆にできないというところもありますので、そちらとの連携を取りながら今後は進めていきたいと思ひます。

ですから、今回私参加させていただいて、本当に森先生の話が、会場の皆様、昔はいろんなところにおったんですけど、本当に今少なくなったことと、それからどれくらい貴重な魚かということも御理解していただいたので、まずは私ども、今後市の魚として指定した後に、こういった活動のほうを積極的に進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[16番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 市の魚と指定後、また考えていただきたい。考えていくという答弁は本当にありがたく思ひますが、市の魚として指定される。さらに私としては、ボランティア活動、ボランティア団体を育てていくということが下手な瑞穂市なんていうことをよく聞きます。もっとボランティア活動をしていく団体に、これはハリヨのことだけではないかもしれません。ボランティア活動を行っていく心を持った人たちの支援をしっかりとさせていただきたい、そんな思ひであります。

これは、議案の68号でもそうありますが、それを地域のボランティアの活動、それが地域の宝としてまた育てていきたい。また、私として給食センターの草刈りをさせていただきました。今度は、西ふれあいの池もきれいにしたいななんていうふうな気持ちが湧いております。先日見に行ったときに、少しヘドロがたまり過ぎているな、これはしっかりとやらなければならないな、池の周りにごみがいっぱい落ちていたな、それは取らせていただきました。これもまた私の指に止まっただき、西ふれあいの池の掃除も、きっと先輩議員も手伝ってくれるというふうに私は考えておりますので、しっかりとその辺は、ボランティアとしてやりなさいよは言いません。やらせていただきたいと思ひますので、この瑞穂市の宝として大切な、危機感を持つハリヨを守っていただくよう、また今後もお願ひをしていきたいと思ひます。

本日は、インフルエンザ対応について、本田小学校の将来の児童数の増加について、最後はハリヨについてということで質問をさせていただきました。本日の質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 16番 庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時03分

再開 午後 2 時10分

○議長（今木啓一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま今木議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

まずもって、師走の大変お忙しい中、傍聴にお越しいただき感謝を申し上げます。また、YouTube配信で御覧いただいている方にも重ねて御礼を申し上げます。

最初に、先週末、青森を震源として北海道・東北地方に大きな地震が発生し、多くの被害が出ております。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。あわせて、これ以上大きな被害に発展しないことを重ねてお祈りを申し上げます。

ここ最近、市内の各地域で有事の際を想定し、それに備えるために、瑞穂市防災士会が中心となり、各自治会長さん、役員さんのサポートをするべく避難所開設訓練が行われております。昨日も、私の地元、中小学区で避難所開設訓練が、寒い中たくさんの方に御参加をいただき行われました。私も防災士の一員として参加をし、多くの気づきをさせていただきました。御指導いただいた市民協働安全課の職員の皆さんをはじめ、携わっていただいた全ての皆さんに感謝を申し上げます。

今回の私の質問の大ききは3点。最初に、近年、リチウムイオン電池が搭載された家電製品による発火事故が相次いでいることを鑑み、我々のできることは何かについて行政のお考えを伺います。特に本年も、この時期、全国的には火災が多発し、しかも原因は様々であります。往々にして大火につながってしまうケースも少なくありません。ここで改めて、今年も消防団の方々には本当にお忙しい中、年末夜警でお世話になりますこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

火災の発生の原因は、先ほど言った様々でございますが、今回リチウムイオン電池等の小型充電式電池の扱い方による火災の発生は、人的要因が大きく、不要となったリチウム電池等の拠点回収についてを現状も含め伺ってまいります。

2点目は、フレイル予防について。高齢者の方々の健康を維持することの大切さを改めて考えるとき、市民の方からのお声を伺い、危惧されておられる市の政策の現状を確認させていただきながら、当局のお考えを伺ってまいります。

最後は、学校の教職員の先生の長時間労働について伺います。昨今、学校の先生のみならず、

行政に携わる職員さん全般の働き方についても大変に気になるお話を多々お聞きします。働き方の問題は多岐にわたると思いますが、今回は、大切なお子さんたちが学業のみならず、人間形成をしていく大切な学校での教育において、子供たちの模範の範となるべく先生たちのお仕事が多過ぎて長時間労働を余儀なくされています。こちらでも現状を確認しながら、改善できる点に関しては、対応の必要性をオール瑞穂で当たらなければならないとの思いで行政の見解を伺ってまいります。

以下は質問席に移り、質問をさせていただきます。

最初の質問でございますが、リチウム電池及びその使用製品を廃棄物として処理する上で、収集、運搬等や処分時にパッカー車や廃棄物処理施設等で衝撃が加わった際に発火する事故が多発しております。リチウム蓄電池は、スマートフォンやワイヤレスホン、携帯扇風機、加熱式たばこの本体など、充電式の電子機器に幅広く内蔵されるようになり、ごみ収集車や処理施設で押し潰されたり、破壊したりすると発火するため、火災につながりやすいです。

リチウム蓄電池については、1. 市区町村による回収、2. 資源有効利用促進法に基づく製造業者、これはJ B R Cといいますが、その業者による回収が行われています。また、リチウム蓄電池使用製品については、1. 市区町村による回収、2. 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等による回収、3点目で小型家電リサイクル認定事業者による直接回収が行われます。

一般社団法人J B R Cによる回収の対象は、J B R Cの会員の使用済み小型充電式電池となっており、それ以外のものやP S Eマーク、これは電気用品で、安全法に基づき日本国内で流通する電気製品が国の定める安全基準を満たしているマークでございますが、そのマークなどがついていない電池等は回収してもらえず、それらは一般ごみに紛れて捨てられてしまう危険性があります。施設、回収員、利用者の安全を守るため、自治体による回収の必要な事業と考えますが、そこで最初にこの問題に対して当市の現状を伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 白井環境経済部長。

○環境経済部長（白井敏明君） モバイルバッテリーやスマートフォンなどの利用時だけでなく、廃棄物処理時のごみ収集車やごみ処理施設で、リチウム蓄電池に起因すると疑われる火災事故が発生していることは承知しており、環境省の報告では、令和5年度に8,543件発生が報告されております。

当市のリチウム蓄電池等の回収につきましては、乾電池と同様に有害ごみとして取り扱い、回収方法は拠点回収を基本に、生津、本田、穂積、牛牧のそれぞれの小学校区に各2か所、西、中、南小学校区はそれぞれ1か所の拠点を設けて月1回収しております。また、市役所の穂積庁舎と巢南庁舎に回収ボックスを設置し、常時回収できるようにしてありますし、美来の森や巢南集積所の搬入可能時間帯におきましては、リチウム蓄電池の受入れも行ってまいります。

リチウム蓄電池の使用製品につきましては、一般的に粗大ごみとして美来の森などに持ち込まれますが、持ち込まれた際には、係員が分別作業を行う際にリチウム蓄電池を確認し次第、取り外して分別して処理しております。

当市の現状といたしましては以上となります。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今環境部長の御答弁の中で、次の質問にはステーション等での回収が必要と考えますかという質問をしようと思ったんですが、今御答弁いただいた部分がございます。それでまずは十分だと思うかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 現在、自治会などが設置されたごみステーションでは、可燃ごみと資源ごみの両方か、そのどちらか一方の回収を行っております。今議員が言われましたように、ごみステーションでの回収ということになりますが、こちらにつきましては、現在それらのごみ、可燃ごみと資源ごみを回収しておりますので、パッカー車と言われるごみ収集車で回収を行っておるところでございます。

リチウム蓄電池などをごみステーションで回収することに関しましては、リチウム蓄電池を使用した製品がモバイルバッテリーなどの小型のものだけではなくて、電動自動車のバッテリーやコードレス掃除機など、形状や大きさが多岐にわたっております。そのため、ごみステーション内にそれらのものを収集する新たなスペースの確保が必要になることに加えまして、火災防止のため、パッカー車での運搬ができないことから、平ボディと言われるトラック形状の車両での運搬が別途必要となります。これらの理由から、現在のところはリチウム蓄電池などの回収は校区ごとの拠点回収を基本としておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 本当にこの質問は、冒頭にお話ししたように、火災が多発しておる原因の中で、要素になっているのではないかなということを危惧した上でありますけれども、2024年4月8日に環境省より都道府県へ、リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における発火事故等の防止についてという連絡事項が発出されており、分別廃棄の重要性を訴える啓発動画やポスターなどの広報素材が提供されているとのこと。自治体によって回収方法が異なるリチウムイオン電池の分別回収には、自治体による強力な周知、広報が必要と考えます。

瑞穂市の改正版のごみは令和5年ですから、今お話しした部分より前で、僕も見ていますと、

モバイルバッテリーというのは1か所ぐらいしか出てこないようなイメージという、改正版の後の法律だというふうに思いますけれども、最後にお聞きしました自治体による強力な周知、広報が必要と考えますが、その御見解を伺います。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 瑞穂市では、これまでリチウム蓄電池などを可燃ごみ袋へ混入することが危険であることにつきまして、「広報みずほ」や市のホームページを活用して周知しているところでありますが、リチウム蓄電池などに起因する発火事故は全国各所で発生しておりますので、引き続き周知啓発していかなければならないと思っております。今後は、議員が先ほど言われた環境省が作成したポスターデータなどの広報素材も活用しながら、火災事故の未然防止のため、なお一層周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 来月、産業建設委員会で、日本で初めてゼロ・ウェイスト、ごみゼロ宣言をされている徳島県の上勝町に視察に行かせていただきます。広報も含めしっかり学んで、当方の一助となるように行ってまいりますという報告をさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

フレイル予防についてというふうにタイトルをつけさせていただきましたが、現在瑞穂市で開催されている、市より講師派遣による体操教室が、来年度、令和8年4月以降中止、または方向転換をするようなお声を伺いました。

現在このサービスを利用されている団体はどれほどありますか、またどのようなサービスなのか、そしてなぜ中止の方向なのかを伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

議員御質問の事業は、にこにこ運動教室のことであると思いますが、この事業は、65歳以上の市民の方を対象といたしまして、自宅でもできる筋力トレーニングやストレッチを実践することで、脳を刺激しながら楽しく体を動かしていただく内容で、公共施設での開催と自治会開催の2本立てで行っているものでございます。

公共施設は、本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンター、牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉、市民センター、菓南公民館の5か所において月2回、1時間ほどレッスンを行っております。自治会開催においては、馬場東、中宮、桜町1丁目、田之上の4自治会において、自治会の公民館にて月1回から2回の頻度で同様のレッスンを行っているものでございます。

自治会開催分につきましては、多くの自治会に広める目的で、令和3年度から毎年自治会連

絡会へ出向き、自治会としての参加を呼びかけてまいりましたが、なかなか参加いただける自治会が現れず、個別に自治会に開催をお願いする状態が続いておりました。結果的に、多くの自治会での開催をという当初の目的が薄れ、同じ自治会での開催が続いておったという現状でございます。

また、このにこにこ運動教室を自治会単位で始めた趣旨の一つといたしましては、地域で運動教室を継続して実施できるように、運動教室の指導者の育成を担う目的も含め、事業を始めた経緯がございます。しかし、数年事業を継続してまいりましたが、指導者となるのは気が重いという方が多く、なかなか指導者育成につながらなかったということも、事業内容を見直す要因となったものでございます。

このため、令和8年度からは、にこにこ運動教室については公共施設での開催のみといたしまして、他の自治体などの取組も参考にしながら、新たな事業への展開を進めているところでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今おっしゃった指導者の育成ができないという、指導者といったら失礼な言い方かもしれないですけども、中心となる方なのかなというイメージがあるんですけど、これは本当に今のにこにこ教室さんのみならず、多分先ほどから出ておる自治会とか、いろいろな団体でその中心となることをやはり懸念される方がたくさんおられるのかなというふうに思うんですけども、これは次の質問にちょっと併せてお聞きをしたいと思えますけど、私が普通考えるのに、人生100年時代と言われるようになって久しいですが、当然その一番の条件というのは健康ではないかなというふうに思います。健康な状態から介護になってしまうまでの段階のフレイル状態、ちょっとやっぱり体が弱くなってしまいう高齢者の方を減らしていくことというのは、やっぱり介護保険も含め、トータルで膨らみ続ける民生費の削減にもつながると考えますし、何よりも本当に森市長が目指される健幸都市みずほというお考えに反するとは言いませんけれども、公共の場所では行けないというところに限ってしまうと、やはりもっともっと参加される方が少ないのではないかなというふうに思うんです。

ですから、今のにこにこ運動教室の目的をお聞きした上で、やっぱり参加されるところが少ないからやめてしまうという考えは、逆に参加されておるところもあるというふうに解するわけなんですけれども、そういったことも含めて、今公共のところ、本田コミュニティ、牛牧北部、南部、市民センターかな、そういった箇所に限られてしまうという答弁やったんですけども、今言ったように、市長の健幸都市みずほ、高齢者の方にとって健康という部分の自宅でもできるような筋力トレーニングというようなことのお話がありましたけど、そういった市長のお考えと反するのではないかなというふうに思いますけど、その点についてはいかがでし

ようか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市といたしましては、今後も高齢化が見込まれる中、介護予防の取組は、介護が必要となる時期を可能な限り遅らせ、住み慣れた地域で自立した生活を維持していただくための健康寿命の延伸の観点からも極めて重要であると認識はしております。今後も、サロンなどの地域の多様な主体と連携しながら、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側としても活躍できる生きがいと役割を持てる地域共生社会の地域づくりを進め、介護予防のさらなる推進を図っていききたいというふうに思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 先日、地域の方ともお話をしておりましたが、これは一極集中ということではないかもしれませんが、やはり近くの公民館で行われていたのが少し遠くなるということで、こういった一極集中の行事は、運営する側にはそれなりのやっぱり御苦労もあるかとは思いますが、やっぱりたくさんの方が集まって盛大に行事が行われることに関しては、ややもすると運営側の達成感も大きいというふうに予想されるわけですが、そこに参加できない方をどうするかということがやっぱり出てくるのではないかなというふうに思っています。

近くの公民館やとか集会場なら頑張って参加できるけれども、遠くて、さらにたくさんの方が集まる場所を苦手とされる方もおられるのではないかなというふうに思います。ましてやこの先、御高齢によって自動車運転免許なんかの自主返納をされる方が多くなると予想されますが、車がなくて遠い会場には参加しにくいというふうに考えるわけでございます。近くだから参加できる、また近所の知った方ばかりだから安心して参加できるというような、歩いて参加できるようなところも、健康体操にとってとても大事だというふうに思っています。

また、地域の皆さんとのコミュニケーションの大切さもベースにあって、各地域での健康体操を大事やというふうに思っていますけど、今までやってきて駄目だったから中止にするというお考え、ただ、今福祉部長がおっしゃるように、それが大事だということは御理解していただいておりますけれども、今までやってきた結果駄目だったからもうやめるということに対して、健康を維持できなくなるような方が増えてしまうようなことを危惧するわけですが、そのような質問に対してはどのような御意見を持っておられるか伺います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 言われますとおり、やっぱり御自宅から近くで運動教室ができるというのが一番理想的でございますので、地区の社会福祉協議会等もございまして、そういった主体と相談をしながら、自宅から出るような教室でありますとか、いろんなイベントを

連携しながらやっていきたいなと思っておりますし、今まで参加していただいております自治会さんにつきましても、今後どのように市として関わっていけるかというのも個別に相談をさせていただきたいと思っておりますので、また御相談いただければと思っております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 本当に今まで積み重ねてこられた自治会さんのことを思うと、やっぱり他地域や参加者が少ないから事業を廃止するというような、考え方によれば乱暴的な考え方やなくて、本当に健康を維持しようと努力しておられる方からすると、市のお力を借りながら楽しんでやってこられたことも鑑みをする、今言っていた今後対応をしっかり御検討していただければというふうに思います。

12月1日の新聞で、これはちょっと今のフレイルの観点から、都会の団地の話が載っておったんですけども、要は団地がどんどん高齢化してきて、お年寄りに限らず孤立、孤独を感じる世帯が多くなってくると。高齢化の孤立なんかを考えたときに、団地に限ったことではないんですけども、地域の高齢化が進めば、やがて学校や商業施設の数も減っていきます。若い世代であれば遠くのスーパーに行けますが、免許を返納した高齢者は買物難民となる場合もあり、こうして取り残されてしまう人をどう支えていくかということが問題になります。こういう現状と。

さらには、これまで地域の自治会が中間集団の役割を担う代表的な集団でしたが、そこでもやっぱり高齢化が進む中で自治会活動が行き詰まりを見せています。要因の一つはメンバーの固定化。高齢者によって気心が知れた人たちと運営するのは安心ですけども、初めて参加する人には入りづらい雰囲気が生まれてしまうと。

ちょっと話が飛びますけれども、やはりこういった環境の中で、これも新聞の記事によると、孤独、孤立というのを18歳以上の方で48%の人が感じていると。しかし、気になった記事なので御紹介をしたいと思いますけれども、その対策を国がしておるよということを知らないと答えた人が84%あったという。何が言いたいかというと、やはり現状を把握した上で、自分が孤立、孤独と感じておる人が48%、18歳以上の人がいるのにも関わらず、政策的にそれを対応しておることを知らない人が84%おるとするのは、やはり行政がどんな形を打っても、それが認識されていないと、困難というか困窮しておる方がおられるのかなというふうに、12月1日の新聞の記事が目にとまりましたので、ちょっと御紹介をさせていただきました。

いわゆるにこにこ体操などを通じながら、やっぱり地域のコミュニケーションを図っておられる方もおるのかなと思うと、今福祉部長が言われましたほかの団体というか集まりで補っていただけるというふうに解釈をさせていただきましたので、しっかりいい事業を進めてこれ

たと思っておりますので、引き続きまた何らかの形で進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

最後の質問になりますけれども、教員の長時間労働についてというところで、これは本当に私自身教育分野に関してはそんなにももちろん専門でもございませんし、自分のような素人が本当に聞きながら、十分でない状況を聞いて、また確認したことが決して絵に描いた餅のような形で終わるようなことがない、質問をするだけして何も変わらないのではなく、少しでも現状よりよりよい方向に向かっていくことを切に思うがゆえに、このことをちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

要は、全国的なニュースとか報道のみならず、当市の実情を確認させていただくわけですが、といたしますのも、昨今本当に全国的に学校の先生の不祥事があまりにも多く発生し、その報道されていることに危惧をするわけでございます。しかも、それがあまりにも想像し難い内容の事件であると。あえて言いませんけれども、本当に学校の先生なのかなと思うような報道があります。

冒頭にも話をさせていただきましたが、特に人の範とならなければならない人の不祥事ですから、今回は教職員さんのテーマに絞りましたけれども、人の範とならなければならない立場の人というのは、当然学校の先生だけではなく、当然我々議員でもそうですし、公の場で業務に当たる方は全員人の範となるべき人だと考えます。もっと広く言えば、反面教師という言葉はありますけれども、本来なら全ての人が人の範となるべきことを目指すべきだと考えます。

今回は、子供たちの大切な教育現場で人を育てていただいている学校の先生の現状を特に危惧するという点で質問をさせていただきます。

もう一つは、私も議員生活を18年させていただく中で、保護者さんから多面にわたり御相談事をお聞きすることはあるわけですが、中には、これは学校の先生のお仕事を超えておるのではないかなというふうに思うこともなきにしもあらずでございます。そういったことも含めながら、学校の教職員さん、先生の現状を確認させていただきたいと思います。

ちょっと前置きが長くなりましたが、経済協力開発機構、OECDが先月発表した2024年国際教育指導環境調査の結果によりますと、日本の小・中学校教員の1週間当たりの勤務時間は、OECD加盟国など55か国地域の中で最長であったとのことです。小・中学校とも各国平均を10時間以上も上回っているとのことです。背景には、授業以外にも書類作成や部活指導、保護者対応など業務が多岐にわたることがあると指摘されています。

ただ、日本では、教員の働き方改革が進行中で、勤務時間は短縮されつつあるようです。この状況は、与党時代に私ども公明党が訴えてきた教員の働き方適正化に向け、国が動き出しているからであります。しかし、いまだ労働時間が各国比では週10時間以上の結果です。最初に、

当市の学校の労働環境を教育長はどのように見ておられるかを伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 議員御指摘のように、日本の教員の勤務時間はOECD加盟国の中でも突出して長いとされています。OECDの調査によりますと、日本の1週間当たりの勤務時間は、小学校の教員が約52時間、中学校の教員は約55時間であり、これはOECDの平均で小学校は40時間、中学校41時間ですが、平均を大きく上回ります。特に授業以外の業務、例えば部活動指導や事務作業、保護者対応などに多くの時間を割いているのが現状です。そのため、授業時間そのものはOECD平均と大きな差はないものの、周辺業務の負担が勤務時間を押し上げているところです。

このような状況を改善していくために、教員の働き方改革は、教育の質を維持、向上させるためにも不可欠なものと考えています。現在多くの教員が長時間勤務や過度な業務に直面し、授業準備や児童・生徒への個別対応に十分な時間を割けない場合もあります。これは、教育の本質的な役割を損ない、子供たちの健やかな成長に影響を及ぼしかねません。改革により業務の適正化と効率化を進め、教員が本来の教育活動に集中できる環境を整えることが急務です。また、教員の心身の健康を守ることは、持続可能な教育体制の確立につながり、地域社会全体の未来を支える基盤となります。

本市では、瑞穂市小中学校教職員の働き方改革プランというのを策定し、毎年改定をしております。この働き方改革プランでは、勤務の適正化と質の高い学びの実現を一体的に追求し、一人一人がやりがいを持って主体的に働くことができる働きやすさと働きがいのある職場を目指しています。各学校は、このプランの中から重点的に取り組む内容を決め、教職員一体となって取り組んでいるところです。

この取組の成果として、本市の教員の時間外勤務時間は年々減少しており、昨年度は3年前と比較しますと、小学校で2時間、中学校で9時間減少をしております。今後も、市としても学校現場の声を丁寧に受け止め、教科担任制の推進など、学校の仕組みや、あるいは人的支援を講じることで教育の質を高める働き方改革を推進してまいります。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今現状をお伺いした上で、教育長の御答弁の中にもあったかなというふうに思うんですけれども、今の御答弁の中で、次の質問の内容になります。お話しされたか分かりませんが、当然当市も長時間勤務というのは余儀なくされておるということを伺いました。この現状を招いている要因をというふうにお聞きしたかったんですけど、今御答弁があったかどうか、ちょっとかぶったかもしれませんが、要因を伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教員の長時間労働が常態化している背景には複数の要因がございます。先ほど答弁したことと少し重なりますが、保護者からの相談や要望への対応は、教育活動の信頼を支える重要な業務である一方、相談時間は勤務時間外に行われることが多く、時間的負担が大きくなっているということも事実であります。

次に、生徒指導においては、学習面のみならず、生活面や人間関係の課題などにも一人一人丁寧に向き合う必要があります、日常的に多くの時間を要しています。さらには、国や自治体から求められる各種調査への回答、提出資料の資料作成など事務的業務が増加しており、授業準備や教育活動以外の業務が教員の労働時間を押し広げているのが現状です。これらの要因が重なり、教員が本来の教育活動に集中する時間を圧迫していることが長時間労働の大きな理由となっていると捉えております。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 何となく少しずつかぶっておるような気もしてくるんですけど、次の質問で、働き方改革を目指すべき方向性は、教育長としてどんなふうにお考えか伺います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教員の働き方改革を着実に進めるためには、現場の状況を定期的に把握し、業務の適正化や効率化を進めることが重要です。また、改革の目的は、単なる労働時間の削減にとどまらず、教員が働きやすく、働きがいを実感できる職場環境を整えることにありと捉えています。まず働きやすさの観点では、同僚性を構築し、互いに支え合える風通しのよい職員集団を形成することが大切であります。こうした環境は、教員がお互いに安心して意見を述べ、協力し合いながら教育活動に専念できる基盤となります。

さらに、働きがいの観点では、本市では各学校とも毎年秋に研究発表会や公表会を実施しており、授業公開を通して指導力の向上を図っております。公開授業では、教員が互いの実践を学び合い、教育の質を高める機会となり、子供たちの成長を支える使命感を一層強く感じる場ともなっています。

市としましては、今後も現場の声を丁寧に受け止め、働き方改革プランの内容を改定したり、人的支援を講じたりしながら、教員が働きやすく働きがいを実感できる持続可能な教育活動の構築を推進していきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 職場で支え合う、助け合うという市民憲章のようなことを思いながら、どんな職場でもそうかというふうに思うんですね。やっぱりヘルプし合っていくというのは大変大事なことやというふうに思います。

政府は、時間外在校等時間、これは学校の先生が正規の勤務時間を超えて学校に在校をしている時間のことをいうそうでございますが、平均で月30時間程度に削減することを目標に、今年の6月に成立した改正教員給与特別措置法を踏まえ、教員の働き方改革を促す方針を改正したというふうになっております。教員の長時間労働勤務対策として、私ども公明党が与党時代に訴えてきました学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務分担の見直しや適正化についてお考えを伺いますが、教育長から出るかもしれませんが、この3分類って何かというと、ざっくり19項目ぐらいありますけれども、ちょっと要点だけ。

学校の教員が担っている業務の分担を見直すということで、1つの箱では、学校以外が担うべき業務、例えば登下校時の通学路における日常的な見守り活動、また学校徴収金の徴収、管理など、2つ目は教師以外が積極的に参画すべき業務、これは調査、統計などへの回答とか、学校の広報資料、ウェブサイトの作成、管理など、3点目は教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務というようなどころでは、学習評価や成績の処理、学校行事の準備、運営など、これが全部で19項目ぐらいあるというふうにならざるを得ないけれども、こういうようなことも踏まえて、業務分担の見直しや適正化について、教育長のお考えを伺います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今議員がお示しいただいた学校と教師の業務の3分類ですね。1つ目は学校以外が担うべき業務、2つ目が教師以外が積極的に参画すべき業務、3つ目が教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務、これを踏まえまして、学校現場における業務分担の見直しと適正化を重要な課題と位置づけて取り組んでいるところです。

まず基本的な考え方としましては、教師が子供たちの学びと成長に専念できる環境を整えることを最優先としております。そのため、大きく2つ、教師が担うべき業務と教師以外や地域外部人材に委ねることが可能な業務とを明確に区別し、業務の効率化、合理化に努めることで、働き方改革の推進につなげてまいります。具体的には、今の3分類の項目を引用しますと、まず授業や児童・生徒への指導、保護者対応など教師が担うべき業務については、負担軽減を進めながら、引き続き教師が中心となって担っていきます。

一方で、学校運営に関わる事務や地域連携など教師以外が参画すべき業務については、事務職員や外部人材の活用を進め、教師の負担軽減を図ってまいります。また、学校外の事務処理など学校以外が担うべき業務については、外部委託や教育委員会による集約を進めているところであります。

さらに、本市独自の取組としましては、情報に関する作業の効率化のためのICT支援員の任用、事務作業の効率化のための行政事務補助員などのスクール・サポート・スタッフの配置拡充を進めてきております。これにより、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動の質を高めることを目指しているところです。

今後は、学校現場の声を丁寧に聴取し、実態に即した業務改善を段階的に実施してまいりたいと思います。教育委員会としては、関係機関や地域社会と連携し、持続可能な学校運営体制を構築するとともに、教師が子供と向き合う時間を最大化できるよう、不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今教育長がおっしゃった教員の長時間労働の業務分担の見直しというところで、これも新聞の記事でございますけど、例ですね、3つの分類で、例えば保護者から過剰な苦情への対応について、学校以外が担うべき業務に位置づけた。業務に支障が出て疲労する教員も少なくない。この対策で参考となるのが奈良県天理市の事例だ。同市は、昨年度教員に代わって校長のOBや心理士らが保護者からの相談を受け付ける窓口を開設。今年10月末までの相談件数は延べ857件に上っており、保護者対応の負担が理由となって休職、退職した教員は出ていないという。こういった他市町の事例も紹介されておりました。

学校や教員の業務負担を見直す上で、教委や地域の支援も不可欠であると。来年度からは、休日に加えて、平日も地域で部活動を展開する取組が本格化する。教員以外の人員の確保に向け、政府は好事例の周知とともに、自治体への財政支援を拡充してほしい。これはもう我が党が国に対して求めたことでございます。

こういったお話もさせていただいた上で、やっぱり学校の先生の負担をなるべく、冒頭に言ったような、聞こえのいい言葉かもしれませんが、お互いというか、いろんな部署で人材の資源を補うべく、この難局というところとちょっと極端かもしれませんが、オール瑞穂で臨んでいかなければならないのではないかなというふうに思います。

最後の質問になりますが、冒頭にもお話ししましたように、今回は教員、学校の先生の長時間勤務を是正する質問に特化をしましたが、昨今の行政職員の勤務体系においても大いに危惧するところでもあります。職員全体の長時間勤務を鑑みつつ、学校は子供たちの健全育成を担う場なので、教育委員会というお立場ですと、課題を抱え込んでしまうのではないかなというふうに見ておる専門家の方もいらっしゃるそうでございます。

実態が見えなければ対策も講じることができません。今お話ししたように、本当に各部署がお忙しいということは分かっておるんですけど、保護者さんへのケアなどは、首長部局の特に福祉部局が積極的に担ってほしいというふうに考えますけど、このことについて副市長はどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 子供の健全育成には、家庭環境の影響が非常に大きいと認識しております。福祉部局といたしましては、子ども支援課において、妊娠時から子供の成長に

合わせ、包括相談支援事業での伴走型の支援を行っております。その伴走型の相談支援において、保護者や家庭の状況について把握に努めております。また、学校とも随時連絡を取りながら、配慮が必要な児童や家庭について把握に努めております。

支援が必要な児童などにつきましては、要保護児童及びDV対策地域協議会の実務者会議におきまして、月1回、教育委員会、市長部局、養護施設、中央子ども相談センター、女性相談支援センターなどの各機関の実務者が集い、支援の処遇方針について話し合っております。学校だけではなく市長部局も積極的に関わり、学校と連携を取りながら支援につなげております。

子供によって置かれている家庭環境は様々でございます。伴走型の支援を継続させ、各関係機関で連携を取りながら、家庭環境の把握に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいま福祉部長のほうから答弁もさせていただきましたが、子供によって置かれている家庭環境は異なっています。子育て家庭の支援は、教育委員会、学校のみでなく、市長部局も積極的に関わっていくことが前提であるという認識を持っており、市長部局としての役割も非常に重要であると思っております。

現在、市長部局では、子ども支援課において、妊娠、出産時から伴走型支援を行っており、子育て家庭に寄り添う支援を心がけており、学校へ通う子供さんを持つ家庭においても、学校と共に密に連携を取りながら、配慮が必要な家庭の把握に努めております。今後も教育委員会、学校、市長部局において情報の共有を密にし、それぞれの家庭に寄り添う支援へつなげていきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） これは専門家の意見でございますので、首長部局と教育委員会が風通しがいい状態なところは当然大事だというふうに思いますし、また性質上とか体質上というか、教育委員会のほうが、当市に限らずですけれども、やっぱり孤立しないような形で大事なことをやる、これは市長も当然望んでおられることやというふうに思います。

今回私が質問させていただいた3点に限らないんですけれども、ずっと18年間、拙い質問を市民の方の代弁者と言いながらやってきましたけど、私たちがこうやって質問をして執行部の考えを伺うというのは、やっぱり環境づくりかなというふうにつくづく思うわけなんです。リチウム電池のことを今日取り上げましたけれども、これもリチウム電池に限らないんですけれども、やっぱり市民の方の意識がどんどん高まればそういった事故も防げるわけですし、関心も高まってくる。この環境づくりをやっぱり行政がどう誘導というか支援ができるかなということやと思いますし、また高齢者の方の健康の維持もやっぱり環境づくりやというふうに思う

んです。

福祉部長のほうからお答えいただきました。次の部局と連携を取っていただくということで、やはりずっと一生懸命やってきた方たちがいなくなってしまうたらもう終わりというような考えではなくて、やはりさらにいい方法を考えていただけるという行政に対しての信頼感を持っていただくことも大切であると思いますし、教員の方の長時間労働ということに基づきながら、行政の方の携わっていただいている仕事全般的に大変な思いをしておられるのではないかなというふうに思いましたので、今回は教職員さんのことに限らせていただきました。

関係はないと思いますけれども、職場、組織というのは、やっぱりどうしても世代ごとのギャップというのはあるのではないかなと思うんです。これも新聞の記事でございまして、職場での世代ギャップに悩む上司は多い。部下との接し方を変えてみたり、言い方を変えてみたりと一生懸命努力するわけですが、金沢大学の金間教授は、若者を誘導しても意味がないと指摘をされています。では、どうしたら若者と分かり合えるのかということに対して、その一つが泥くさく前に進む姿を見せることだと言われています。

頑張れと励ます人よりも、今頑張っている人のほうが頑張っている姿を見せていくことによって、見ておる姿を若者が共に働きたいというふうを感じるようになれば、本当にそれが世代のギャップにやっていけるのではないかな。私も小さな会社をやっておりますけど、常にそう心がけてはおりますけど、それでも全部が全部うまくいっていないような気がしますので、こういったことを紹介させていただきまして、今回の質問に共有できればというふうに思いました。

そして最後に、これも12月13日の新聞でございまして。働き方改革というところに直接はあれかもしれませんが、見られた方も多いと思いますが、例えば美濃市役所を16時に閉庁という記事がありました。これは、美濃加茂市とか飛騨市もやっているよというような内容で記事が出ておりましたけれども、同じく本巣市さんも来月から受付時間を短縮というような記事が載っておりました。庁舎を早く閉めるということが働き方改革ということではないと思いますが、美濃加茂市さんは投票時間の短縮、これは選挙なんかで本当に負担がかかる。投票時間を2時間早め、作業疲労を少ない状態でミスリスクを減らし、正確性の向上を目指すというような記事でございました。

これは投票率を上げる意味で、先ほど言ったように市町によって状況が全然違いますので、うちと合うとは思いませんけれども、いずれにしても、やはりそのところそのところで、行政部局でしっかり現状を踏まえながら、当市にとって一番いいことは何なのかということ踏まえながら、働き方の改革をやっていかなければならないと思いますし、今回も私自身いろんな現場の皆様のお声を伺いながら、さらに自分自身もしっかり成長していかなくんという

ふうに思いましたので、そのことを最後に述べさせていただきますして一般質問を終わります。
以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 皆さん、こんにちは。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

本日最後の質問になりますけれども、最後までお付き合いのほうよろしく願いをいたします。

今、議長よりも発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

今回の私の質問事項は3つあります。

1つ目は、LGBTQなどの理解促進について、2つ目には就学援助制度について、そして3つ目には高校進学者への支援についてであります。

先月11月28日、同性婚を認めない民法などの規定は憲法に違反するとして、同性婚カップルが国に対し損害賠償を求めた東京第2次訴訟の控訴審判決が東京高裁でありました。この東京高裁の判決は、民法などの規定は合憲であるとする第一審のほうの逆転判決ということになりました。これまでの違憲とする流れが阻害された形になっておると思います。高市政権誕生後、初めての判決であり、原告からは落胆の声が出されておりました。

これまで争われている6件の訴訟がありますけれども、この地裁判決では違憲状態とする判決が3件、違憲であるとするのが2件、そして合憲とする判決が1件でありました。そして、控訴審においては、これまで5件は全て違憲という判断が出されておりました。そういった意味において、これまでの違憲という判決の流れがどのように今後なっていくのか注目されるところであり、来年には最高裁ということになると思いますので、関心が集められているところではないかと思えます。

そんな中で、当市でもLGBTQに関する理解が進んでいない現状があると思えます。瑞穂市内では、LGBTQに関わる方々の交流会が年に数回程度でありますけれども行われており、私もできるだけ参加するようにはさせていただいております。しかし、正直なところ、地元の方々の参加が少ないように感じております。それはやはり何といたっても当事者がなかなかこの問題を外に出せない、家族にも、そして学校の先生などにも相談できないとするのが、調査に

よれば9割を超えている、そんなような実態があります。そういう意味では、当事者の方々というのは、やはり現実には孤立している現状があるということで、どうしても自殺をしてしまう、そんな方の割合も高いというふう聞いております。

こういった状況を変え、当事者の方々の人としての権利が保障されていく、そんな社会をつくっていく、そのためには、こういった場合には特に行政の役割が大きな位置を占めるのではないかと私は思っております。私は、令和5年3月の一般質問、ここで初めてLGBTQに関する問題を取り上げさせていただき、その中でパートナーシップ宣誓制度の導入について質問をさせていただきました。そのときの担当部長の答弁では、現在のところ具体的な構想はないというものでありましたけれども、市長からは、県の動きも参考にしながら、この先には導入に向けて進めていく、そういった答弁がなされたところであります。

そして、同年、令和5年の6月議会においては、広瀬守克議員の質問に対し、担当部長からはパートナーシップ宣誓制度の同市としての創設については人権尊重都市宣言以後の人権施策、その計画の一つとして検討を進める。そして、早ければ年内、遅くとも今年度中には制度の概要をまとめたい、そういった前向きな答弁がありました。

そしてまた、令和5年、同年でありますけれども、6月そして7月には、市の職員の方、あるいは先生方、こういった方々を対象にした研修会が行われたところであり、12月にはこのLGBTQをテーマにして当事者による講演会というのが社会福祉協議会の社会福祉大会というところで行われ、多数の方の来場者がある積極的な取組がされてきたところであると思います。

ところが、その後、宣誓制度について、残念ながら話が聞こえなくなってしまい、最近このLGBTQに関する取組が後退しているのではないかと、そんなふうを受け止められる、そんな感じをしております。

そして、今年3月議会で北村議員がパートナーシップ宣誓制度の導入の検討状況について質問をされましたけれども、これに対し担当部長からは、県で制度が構築されたから市との重複登録などの問題もあり、独自の制度設立を取りやめた、そのような答弁がありました。2年前の様々な取組から見れば、これは残念ながらあまりにも大きな後ろ向きの答弁であったのではないかと、そんなふうには思わざるを得ません。

このパートナーシップ宣誓制度は、2022年12月、ちょうど私が質問したときに得た資料ですけれども、このときには12の都道府県を含めて240自治体で制定されておりましたけれども、公益社団法人結婚の自由を全ての人にというところの調査では、一番直近でいいますと、少なくとも541の自治体で制定されており、全国の人口でのカバー率、これは92%になっていると、そのような報告がなされております。

そこで、改めてお尋ねしたいと思いますけれども、令和6年度中には制度を創設するとしていたパートナーシップ宣誓制度をなぜ取りやめたのか、お答えを願いたいと思います。

あとの質問につきましては、質問席において行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度につきましては、先行して関市、海津市などが制度を始めておられましたが、瑞穂市でも数年前に制度設立に向け準備を進めていた時期がございました。しかし、準備を進めていた段階で令和5年9月1日から岐阜県において岐阜県パートナーシップ宣誓制度が実施されることが表明をされました。県の制度が構築されることとなったことから、市の制度との重複登録等の問題もあり、市としては独自の制度設立を取りやめ、岐阜県の制度にのっとり進めていくこととしたものでございます。

岐阜県パートナーシップ宣誓制度は、各市町において制度に反映されるサービスを登録する方式でございますが、瑞穂市といたしましては、市営住宅の申込みなどのサービスを登録しております。

なお、岐阜県パートナーシップ宣誓制度は、県全域を対象とした取組で、県内の他自治体へ転出された場合においても、県の制度が有効となります。このことから、市独自で創設する必要性が薄く、市民の皆様に混乱を招く心配もあったことから、市独自の制度の創設を取りやめ、県の制度にのっとり進めていくこととしたものでございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 後の質問で答えてもらう部分もちょっと入ってしまったのであれですが、要は県との制度が重複するから混乱を招くから、市としてのそういう宣誓制度はやらないというふうにしましたという、そういうお答えだったと思います。

ところが、令和5年6月の広瀬守克議員の質問への答弁では、県の進捗状況を見ながら、つまり県が進めていることは承知の上で、整合性を図りながら進めていきたいということで、県との制度重複というのは、ある意味ではもう想定されていたのではないかと私は思います。

そして、県のこの宣誓制度についてのQ&Aみたいなのがありますけれども、そういうのを見ますと、ほかの自治体の制度を利用していても、岐阜県で宣誓することはできますよ。重複してもいいですよ。それは県内・県外問わないということでもあります。

そして、今の全国の制定状況をネットで見ますと、県ごとにどこがやっているかということでもありますけれども、県とかそういったところが制定した以後にも宣誓制度をやっている。新しくつくっているというところは別に珍しい話でもありません。むしろ重複してでも市としてこういった制度をつくる、そういったことはある意味では重複する部分があるかもしれません。ただ、自治体でいろいろの細かい部分で違うかもしれませんが、そこでつくるとい

うことがきちんと市としての取組として大きくアピールできることでありますし、市民への理解を促進する、そういった一つのことになると思いますけれども、そういったことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市の制度を検討している段階で、県でもこのパートナーシップ宣誓制度を行うよというお話がございまして、その時点では県の制度の内容が詳しく入ってきておりませんでしたので、県の制度の内容を見ながら、市としても検討するという答弁をさせていただいたというふうに記憶をしておりますが、県の制度の内容が入ってきて、市の考えている内容とほぼ一緒でございましたので、先ほども申し上げましたが、重複の混乱も生じるおそれがありますので、市の制度の設立を見合わせて、県の制度にのっとり進めていくということにしたものでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） それではお尋ねしたいと思いますけれども、この岐阜県のパートナーシップ宣誓制度というのは、どのような方を対象にして、どのような取組がなされている制度か説明をお願いしたいと思います。

若干先ほど話があったと思いますので、若干重複するかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 岐阜県のパートナーシップ宣誓制度の概要でございますが、対象となる方は、1つ目に、お互いの人生において相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した2人であること。2つ目に、年齢が満18歳以上であること。3つ目に、どちらか1人は岐阜県民であること。4つ目に、配偶者がなく宣誓しようとする相手方以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。5つ目に、宣誓しようとする者同士が近親者でないこと、これら5つの全て満たしている方となります。

制度の内容といたしましては、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力して継続的な生活を共にすることを知事に対して宣誓し、県が宣誓書受領証を交付する制度でございます。宣誓書受領証を提示することで、県営住宅の入居申込みなど、県が行う行政サービスのほか、市町村が行う行政サービス、民間サービス、医療機関での面会などにおいて、パートナーと共に活用することができるものでございます。瑞穂市といたしましても、この制度に反映されるサービスを登録しておるところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の説明に若干ちょっと補足というか、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この場合、対象にしているのは、いわゆる性的少数者といわゆる方々を対象にしているのか、それ以外の人は対象にしていないのか、そこら辺についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 性別を問わず、広くパートナーで登録するというふうに認識しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） つまりは、同性婚はもちろんですけども、同性婚だけでなく、いわゆる夫婦別姓ですかね、そういったことを考えながら、いわゆる事実婚ですね、そういった方々も対象にしているというふうで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員言われるように、事実婚のカップルの方も対象となります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうですね、私も最初はいわゆるLGBTQとか、そういった関係かなと思っていたんですけども、よくこの県の定めている要綱を見ますと、パートナーシップの定義ですね、これを読むと、いわゆる事実婚であっても対象にすると。このことについては県の担当の窓口にお邪魔させていただいて、いろいろお話を聞いて、この2年間ほどですかね、現在68組が宣誓していますよと。私は思ったよりも多いなと思ったんですけども、そんなような実態になるという中で、事実婚も対象にしているというお話を聞きました。それから、当時の担当者の方は非常にいわゆるどういったサービスが提供できるかということで、各自自治体だけではなくて、病院とか銀行とか保険会社、そういったところに精力的に働きかけをしたという話も、そのときに今の担当者の方からお話を聞いたところであります。

そこで、県のパートナーシップ制度で幾つかの制度がサービスが受けられるというお話があります。その中には公営住宅の申込み、このパートナーシップ宣誓書を出せば認めてもらえるよとか、民間レベルでいくと、病院での面会や緊急連絡先、治療方針の説明、それから金融機関での住宅ローン、生命保険会社の受取人、あるいは携帯電話の家族割とか、そういった様々なものを、そういったパートナーを配偶者と同様な取扱いをする、そういったことになっているという話を聞いております。

そして、瑞穂市の場合では、基本的には4つされていると思いますけれども、1つは、市営住宅の入居の申込みの際に、配偶者として認めますよということ。それから、災害見舞金、こ

ういったのが必要になった場合の交付対象にもなる。そして、居宅介護者慰労金の助成、それから高齢者日常生活用品購入費の助成、こういった4つが多分瑞穂市としては項目として上げられていると思いますけれども、こういったサービス、これ以外に今後広げていく予定があるのか、これは結構市によってもっと絞っているところもありますし、大きく広げているところもあるみたいですが、本市としてはどんなふうなことを今後広げることは考えてみえるのかどうか。

また、改めてですけれども、そういった状況も含めて、瑞穂市独自にパートナーシップ宣誓制度を設けることを今後検討していくことはあるのかなのか、その点も併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市といたしましては、議員先ほど言われましたが、現時点で県の制度へ市営住宅の申込み、災害見舞金の交付、居宅介護者慰労金の助成、高齢者日常生活用品購入費の助成についてサービス登録をしておるところでございます。

なお、県の制度へのパートナーシップ登録の有無に関わらず、既に申請可能なサービスも多くございます。それらのサービスにつきましては、手続の混乱を避けるために、登録はしておりませんが、別途問合せいただくように促しをしておるところでございます。今後の登録サービスの拡充につきましては、当事者の意見を聞きながら、他の市町の動向を参考にしながら検討していきたいというふうに思っております。

なお、今後の独自の制度を設けることにつきましては、現在の県の制度に登録する方法で充足しているというふうに思っておりますので、現時点では考えておりません。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、ちょっと話が変わってしまいますけれども、先ほどこの県のパートナーシップ宣誓制度の対象には事実婚も含まれていると、そういうお話をさせていただいたところですが、これは県レベルの制度としてはまだ少数派だというふうに聞いております。

そこでお尋ねしたいんですが、当市の住民票の続柄表記ですね、これについては、いわゆる事実婚に対してはどのような形になっているのか。同居人という表示だけではなく、夫（未届）または妻（未届）とするようなことができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 住民基本台帳法で、住民票の記載事項として、世帯主との続柄が定められております。そして、住民基本台帳事務処理要領で、続柄の記載方

法が定められており、内縁の夫婦は法律上の夫婦ではないが、準婚として各種の社会保障の面では、法律上の夫婦と同じ扱いを受けているので、夫（未届）、妻（未届）と記載することとされております。

事実婚は、内縁の夫婦に該当しますので、夫（未届）または妻（未届）と表記することは可能であると認識しております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、ちょっと⑤番かな、ちょっと質問事項は今の回答で必要なくなりました。ちょっと別の形で質問したいと思います。

では今、いわゆる事実婚、内縁関係についても、夫（未届）とか妻（未届）でできますよというお話でしたけれども、そういったことは窓口でしっかり対応できているのでしょうか。その点について、現状はどうなっておりますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 国のほうから今言いました事務処理要領が出ておりますので、そのように対応していると認識しております。

ただ、これ事実婚というのはなかなか件数的にはそう年間にたくさんあるわけじゃありませんので、あとは基本的には本人のほうからその辺を申請していただかないと、なかなかうちのほうでは確認が難しいところがあります。

うちのほうは、今までの例からいきますと、事実婚の申出が出たときに、要はその方たちが本当に戸籍上、独身の方であるかどうかというのを確認して、夫（未届）、妻（未届）というふうに住民票に記載するという話になっていると認識をしております。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 正直言って、窓口でなかなか聞かれた場合に、きちんと対応できているかという、正直私疑問を感じざるを得ない、そういった印象がありましたけれども、今、総務省の住民基本台帳事務処理要領かな、これはあくまでも助言にすぎないものですので、最終的な取扱いは各市町村が決めるということになっていると思います。

ちょっとネットで調べますと、3か月以上同居してからじゃないと認めないとかいうところを入れているところもあるというふうに聞きますけれども、それはおかしいなと思いますが、でも逆に言うと、それは各自治体の判断だという話になっております。

そういった意味で、この住民票の記載について、本市としての事務要綱というか内規というか、何かそういったものは存在するのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 独自のそういうマニュアル的なものはないというふうに思っております。あくまでも今言った国のその要領に基づいて処理をしているのが現状で、今議員が言われたように、具体的に自治体で判断されますので、その何か月とか何とかとまだやっていませんので、その辺は一度、ほかの自治体のやつも一回研究しながら、なおかつ先ほど言いましたけれども、事実婚はそう年間に何件もあるケースじゃありませんので、今の窓口対応もなかなか経験を積むというのは難しい話ですので、その辺は一回きちっとマニュアル的なものがつくれるものならつくって間違いのないように事務処理をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） あくまでも国の示すのは、処理要領というのはあくまでも助言にすぎないわけでありますので、やっぱりそこは市として責任を持っていく上では何らかのものが必要ではないかと思っておりますので、御検討をお願いしたいと思っております。

そして、先ほどお話がありましたけれども、窓口で同居人と想定される方全員について説明するというのは、現実的にはなかなか難しいということは私も思うところであります。

そうであるならば、例えばこういった問題は、ある意味では非常にケースが増えてきていると私は思っているんですけども、窓口にそういった旨を掲示しておく、そういうことがされれば、ちょっと聞いてみようかなという話になるかもしれませんし、あるいはホームページとか、そういったものでも適宜宣伝する。それから、チラシなどもちょっと簡単なものでもいいと思っておりますけれども置いておく、そういったことがあってもいいのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） その辺りも一回他市町の状況も確認しながら、いろいろどういうふうにするのが一番いいのか、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、この問題について最後の質問になりますけれども、一番最初に私、同性婚の裁判があったという話をさせていただきました。現在の民法では、この同性婚というのは認められていないという現状であります。

しかし、住民票の続柄表記においては、先ほどの事実婚の場合と同様の取扱いをしている自治体もあるというふう聞いております。8月の朝日新聞の電子版ですけれども、これを見ま

すと、東京の品川区が同性婚カップルについても10月から住民票の続柄表記については、夫（未届）とか妻（未届）とするという記事が載っておりました。

記事によりますと、全国では既に十数件の自治体がそういうふうに対応しているという話もあります。そして、それを前提とした東京の特別区については、10の特別区が一緒になって総務省に問合せしたけれども、回答がないからもうやりますよというようなことも書いてありました。

そういった意味で、このことについて当市としても検討する余地はあるのかどうか、というか、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、その点についてお考えをお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 夫（未届）、妻（未届）の記載は、法律上の夫婦ではないが、準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ扱いを受けているという前提があり、この続柄を記載した住民票の写しは社会保障制度の適用を判断するための交渉資料として用いられています。

総務省は、各種の社会保障の面では、法律上の夫婦と同じ扱いを受けている事実婚の方々の続柄と、今の段階では法律上の夫婦と同じ扱いを受けていない方々の続柄を同一にすると、実務を担う各種社会保障の窓口で、住民票の写しの続柄のみで適用の可否を判断できなくなり、実務上の支障を来すおそれがあるとし、これを踏まえて各自治体で判断するように求めているのが現在の状況となっています。

岐阜県パートナーシップ宣誓制度は、婚姻のように法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、宣誓届出により戸籍や住民票の記載が変わるものではありませんとしています。

このことから、当市においては、現時点では事実婚と同様の取扱いはしておりません。ただ、この件につきましては、所管省庁で議論が行われているかと思しますので、今後の動向を注視しながら対応していくことになるかと考えるところです。

そして、続柄を各自治体の判断に任せるのではなく、国が取扱いの統一見解を示されることを切望するところであります。先ほど議員が御紹介をいただきました、この10月に品川区がこの同性カップルの続柄を夫・妻（未届）と表記できるようにするというのがありましたけれども、ここで区長さんへの取材によると、本来は国が全国の一律の制度として取り組むべきものと、先ほどありましたように、都内10の区長が政府に要望したけれども、進展がないので、もう区で判断したよというふうになっていますので、ここの区長さんもやっぱりこれは全国一律の制度としているのが望ましいと言っていますので、私どももやはり国のほうで統一見解を示していただきたいというのが切に要望するところであります。以上であります。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 年金制度の中で、配偶者も事実婚も実質的には一緒にしているという取組で、それは住民票だけでなく戸籍関係の書類も出ますので、それは当然性別が書かれていますので、住民票にも当然性別があるのかな、記載する場合、しない場合あるかもしれませんが、そういったことで十分混乱する必要はないと私は思っております。

当然、やはりここら辺については国で統一するのがある意味では一番分かりやすいことだとは思いますが、それが進んでいかないという状況の中でどう判断するかということです。県の担当者の方ともお話をしてみたんですけども、あくまでも県の宣誓制度というのは、少なくとも、じゃあその住民票のことについては各市町村が決める話だもんで、そこに割って入って、これがあるからできますみたいなことは当然できる話ではないから、当然対象にはならないという話だったと思います。

では、逆に言いますと、瑞穂市として、先ほど健康福祉部長は、独自のパートナーシップ宣言は検討しないようなことを言われましたけれども、じゃあ、このことを取り上げた場合、ある意味ではセットとしてこういったことも考えられるのではないかと私はちょっとこれをいろいろ考えておったんですけども、それとセットにする、そして瑞穂市として独自にこういったパートナーシップ宣誓制度をつくるということもありではないかと思うんですけども、そこら辺についてのお考えを聞いていきたいと思っております。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） うちのほう、先ほど言いましたように、県のほうがパートナーシップ宣誓制度をつくられたのでということがありましたけれども、先ほど例に出ました東京都の場合ですと、23区全てが全てパートナーシップ宣誓制度を導入していると思っておりますけれども、それぞれの自治体でつくってみえるところもあれば、品川区の場合は多分つくってみえずに、都のやつを準用してやってみえますので、うちの場合も、今の状態ですと県があるので、あとは今の住民票の記載上はそれぞれの自治体の判断だと言われれば、その運用も考えながらいけばいいのかなと思っておりますし、やっぱり県のほうがそう言うならば、瑞穂市独自のパートナーシップ宣誓制度をまた検討しなければならないのかなというところで、ちょっと答弁になりませんが、そのように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） いろんな要素も含めて、一度整理していただいて検討していただければと思います。

では、次のテーマとして就学援助制度についてお尋ねをしたいと思います。

この問題については、これまで何回か質問をしてきております。そういった意味で、一番の

問題は、瑞穂市がなかなかこの問題、進んでいっていないという現状があると思います。今年1月に公表された文科省の資料によれば、令和5年度の全国的な就学援助率は13.71%であったと。それに対し、岐阜県では8.82%ということで、下からたしか9番目ぐらいだったと思います。さらに、瑞穂市を見ますと、令和5年度では3.09%、6年度では3.17%にしかすぎないという現状があり、6年度はちょっと分かりませんが、5年度資料を見ますと、下から2番目だったかな。それ以外のところはそれなりにあるという実際の状況であります。

そんな中で、ぜひ内容を改善してほしいという話を前もしてきたわけでありまして。そんな中で、令和5年6月ですけれども、この給食費無償化という中の私の一般質問、たしかこのときにはほかの方からも出ましたけれども、教育委員会の事務局長からは、現在運用している瑞穂市就学援助事業実施要綱の見直しを今年中に行いたいという話がありました。では、この6年度以降、具体的にどのような見直しが行われたのか、説明を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

就学援助制度は、経済的な理由で学校生活に必要な費用の負担が難しい家庭に対し、学校関連費の一部を援助する制度となっております。

本市では、生活保護に準じる困窮状態を要件とし、市民税非課税世帯を基本に、国民年金免除や児童扶養手当受給などを加えております。これにより必要な家庭に支援が届き、納税者の理解も得られるよう運用しております。これにより必要な家庭に支援が届き、納税者の理解も得られるよう運用しております。透明性と公平性を保つことが重要であり、援助率は地域差があるため、単純な比較は適切ではないと考えております。

当市では、援助が決定された家庭に給食費や学用品、校外活動費など教育関連費用を幅広く支援し、子供が安心して学べる環境を整えております。そのため、令和6年度以降の実施要綱の見直しに関しては、改正は行わず、教育委員会が特に就学援助の必要を認めるものという規則を活用して、急激に家庭が困窮した世帯に対する支援を認める形で運用を見直しさせていただきました。予期せぬ事由で急激に家計が悪化した家庭への柔軟な支援を行うことができるようにいたしました。この見直しにより、急激な状況変化にも対応できるようになり、支援がより実態に即した形で提供されることとなっております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 6年度には、この実施要綱の第3条の第3項第3号を活用して柔軟に対応するというお話だったと思います。

しかし、そもそもこの前の議会での答弁は、何が問題かといえば、今の基準が問題だからこれを見直すんだという前提の下の話だったと思います。そういう意味では、この見直しをしなかったということ自体が私はちょっと問題であったと思います。その後お話を聞きますと、国

のシステムの標準化、これに合わせてそのときに導入したいということで、実質私に言わせれば先送りだなという感じのお話がありました。

では、これがいつかという、たしか令和8年度に実施をするということでもありますので、ということは9月議会には要綱について何らかのアクションがないと間に合わないという思いでありましたけれども、しかし出てこなくて、12月議会にも説明が一切ないという段階でお話を聞きますと、令和8年度システム標準化ができるつもりであったけれども、それが遅れてしまっているからできませんというような説明を若干聞いているところでもありますけれども、その前にちょっとこの就学援助数の実際、じゃあ令和6年でどう変わったのかということでお尋ねしていきたいと思います。簡単でいいですので、令和4年度以降、現在までのこの援助者数と援助率の推移ですね、これがどのようにになっているのか、併せてそのことについてお答え願います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

令和4年度から令和6年度にかけて、児童・生徒数は減少傾向にあり、令和4年度の児童・生徒数は5,164人、令和5年度は5,140人、令和6年度は5,077人となっております。

一方で、生活保護受給者を除く就学援助者数は増加しており、令和4年度は141人、令和5年度は152人、令和6年度は161人となっております。このことから、援助が必要な家庭の数が徐々に増えてきているということが分かります。

援助率は、令和4年度に2.73%、令和5年度2.96%、令和6年度3.17%となり、年々高くなっており、規定を活用している効果は現れていると捉えておるところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっと時間の関係がありますので、話を少しはしよらせていただきますけれども、見直しをしたから多少ずつ前進しているという御説明だったと思いますけれども、でも肝腎なほかのところと比べると非常に遅れている、その実態は変わらないと、たしか前お尋ねしたときには、じゃあ令和6年度どうだったのかという話的には特別の条項ですね、これを使ったところでは結局1人だけだったという説明もそのときたしか聞いております。

そういった中で、今後抜本的に変えていくのかどうかについてですけれども、今回9月議会のときに出ておりました教育に関する業務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書、この中に初めて令和8年度システム標準化に合わせて就学援助の対象について検討し、見直しを図るというような文言が初めて出てきたと思いますけれども、そこら辺も含めて今後の要綱自体が根本的に見直しをされるのか、されないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

就学援助制度の見直しにつきましては、先ほど述べましたとおり、急激に困窮した世帯への柔軟な支援が可能となるようにいたしました。

具体的には、教育委員会が特に就学援助の必要を認める者という規定を活用し、急激な家計の悪化に対する形で運用を改善しております。先ほど少し議員が触れましたが、件数につきましては、令和6年が3件、令和7年が今の時点で11件となっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） すみません、それで根本的な見直し、たしかあるときには瑞穂市、ほかの市町と違った基準を定めているので、ほかの市がよく採用している生活保護世帯の1.3倍とか、市によっては1.5とか1.2とか、いろいろありますけれども、一般的には1.3倍が多いんですが、そういったものに変えていくという、そういった検討はするという前提でたしか話があったと思いますけれども、そのことについてちょっと説明をお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほども少しお話しさせていただきましたが、今後、国のシステムの標準化というものがございまして、今現在行う考えはないということでございます。

ただ、先ほども述べましたとおり、教育委員会が特に認める者というところで、幅広く対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっと今の話は納得いきません。というのは、前の答弁で、そこを見直すという約束があって来ているわけですので、そこら辺引継ぎがどうだったか、ちょっとそういう問題もあるかもしれませんけれども、やはりここはきちんとしていただきたい。つまり、なぜさっきのところ、令和8年度標準システム変更に合わせて考えるかという、そんなお話が記載されているのは、それが前提であるからそういう記載になったはずですので、そこら辺はもう一度ちょっときちんとして整理していただいて、御検討をお願いしたいと思います。

それと、国のシステムの標準化が遅れているからということで、理由としても1つ、担当の課長からちらっと聞きましたけれども、今、標準システム、たしか本当は今年度で全て終わるはずだったと思います。ところが、今年のたしか5月でしたかね、この標準システムを国から各地方に押しつけているという、そういう法律の改正というか、標準化法の改定が行われて、このシステム移行の期限を今年度末から実質5年延長するというような法律改正が行われ、場合によってはさらにそれよりも遅れる可能性もあるということで、その間国がしっかり支援を

しますよというお話をされたと思います。そういった意味では、国自体が既に相当遅れているという現状もあります。

ついでに言わせていただきますと、中核市の市長会などが調査をした結果、このシステム運用経費ですね、これは旧来のものと、たしか国のあれでは3割減っていくよというのをうたい文句にしてやってきたわけですがけれども、実際には調査してみると、平均で見ると2.3倍に膨らむと。一番多いところは5.7倍にもなってしまうと、そんな現実もあります。

それと、この就学援助システムの標準仕様書というのがありますけれども、これに関するQ & Aというのが出されておりますけれども、これを見ますと、これまでエクセルなどのもので管理している場合は、それで継続することも認められますよというふうなことを述べております。つまり、そんなに極端な大きなシステムでもないのかなというふうに私は思いますけれども、そういう意味では、取りあえず国が出すまでにそういった他市町並みの標準ですね、というか、同じような基準に持っていくことは十分にできる話だと思いますので、そういったことについてきちんと検討をお願いしたいと。

つまり、国のシステムの標準化を待つのではなく、もう今すぐにでもやっぱり課題としては、特に瑞穂市だけ極端に遅れている現状を打破するには、そこの見直しをしなければならないというのが一番課題でありますので、その点について御意見があれば述べていただきたいと思えます。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

システムに関しましては、先ほど答弁したとおりでございますが、議員言われることも承知しておりますので、今後、他市町の状況も再度確認しながら調整をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ではしっかりとその点をお願いします。

では、3つ目のテーマに行きたいと思えます。

これは今年中学3年生の卒業する子供たちに直接関わる問題でありますけれども、これまで高校のタブレットについては公費導入、公費によって導入されてきたということ、これは小・中と同じように来たわけでありましてけれども、ところが来年度、新年度に入学する新1年生からは、国の補助がなくなるということを理由にして、この高校については、岐阜県の場合ですと全て個人負担、保護者負担になるというふうに聞いております。そして、県としても、それを一定の補助をするといったことも予定していないということ。

つまり、タブレット1台で、物にもよりますが6万円から10万円、それ以上するとい

うものはあるそうですけれども、そういったものを急に保護者負担として、特にこの新学期の時期は入学ということで多大なお金が必要になるときに、さらにこういったものを保護者負担にしていくというのは果たしてどうなのか。子育て世帯にとっては大きな圧力になると思います。

そして、さらに岐阜県が、この3年間でありますけれども、独自に進めてきた高等学校就学準備等支援金というのが、やっぱり3年計画でありましたけれども、来年度から打ち切られるという話がさきの県議会の中で表明されておるところであります。確かにこれは3年という期限でありましたけれども、予算要求の文書の中にも、今後も継続、令和7年度の予算の文書の中には、今後も継続していきたいというのが担当課の話でありましたけれども、それを急遽打ち切るという話が出てきております。つまり、このところ県のやり方、行いが非常にちょっと短絡的に、いわゆる県民の負担増という形で今出てきているような気がします。

こういったことについて市長にお尋ねしたいと思いますが、そういったことについての市長の見解というか、ちょっとついでで時間があれですので、併せて市長会での動きですね、そういったものを併せてお話をさせていただければありがたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） これまで国の補助金を活用してタブレットが導入されてきましたが、来年度からその補助が終了し、タブレット購入は個人負担となることは保護者の負担を大きくするものと懸念しております。特に子育て世帯にとっては、新たな負担となることは理解しており、教育委員会としては、その動きについては注視をしているところです。

また、岐阜県の子育て支援課が進めてきた高等学校就学準備等支援金の制度は、所得制限なく一律3万円が支給される制度です。この支援金は来年度から打ち切られる予定であるとは聞いておりますが、そうなった場合には、進学支援において一定の影響を及ぼすとは考えています。

なお、現在、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、岐阜県教育委員会の教育財務課や岐阜県の私学振興課において、低所得者世帯に対して必要な支援を提供する奨学給付金制度が整備されており、これらの支援が高校生等の教育に係る経済的負担を軽減しております。

そのため、今後の対応としましては、引き続き既存の制度を最大限に活用し、保護者や生徒がこれらの制度を利用できるよう、各中学校における進路指導の場において情報提供や相談の支援をしていく方針でございます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 御質問にお答えをさせていただきます。

県立高校におけるタブレット型パソコンの更新に際して保護者の負担が生じるということは私も承知をしております。国の補助がなくなるという点で、岐阜県の場合は、今多くの団体か

ら要望などが寄せられているということも認識をしております。

その中で、県の市長会ということですが、その前に今年の10月に自民党の岐阜県議団への要望活動を行った際に、ある自治体の首長から同様の要望を話されたということは記憶をしております。

県の市長会としては、私役員をしておりますが、このようなことを役員会でもこの件が取り上げられたことはございませんし、議論されたこともないということになります。国の補助がなくなるというのは、今、市のほうでもタブレット型パソコンを国の補助でやっておりますが、同様になくなったら大変なことになるということも思っております。やはり県立高校に関わる部分ということで、市町の直接の所管ではないということが背景にはあるのではないかとこのことを思っておりますので、また機会があれば要望活動をしていきたいということも思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

当然、県に関わる部分ですので、市に直接関わる部分でないにしても、やはり市民の一人である、そういったこれから新しく高校に上がるという子供たちに対して、ちょっとあまりにも大きな負担を強いるというふうなことで、当然いろいろなところでそういった話も、先ほど自民党の中の集まりの首長さんの中から発言もあったというお話がありましたけれども、そういったことも含めてきちんとぜひ県に対して物を言うていただきたい。ちょっとそうしないと、何かどんどんと県の財政事情とかいうのがクローズアップされて、次々と削られていく。

この前の文教厚生委員会ですかね、協議会においても、岐阜県国民健康保険国庫負担金減額措置対策費補助金というのですかね、いわゆる福祉医療で国が減額をしてくるもので、その部分を県が援助するという、そういう仕組みが今ありますけれども、それも順次縮小するという説明も協議会の場でありました。

そういったような動きをしっかりとやっぱり県に対して物を言うことはしっかりと行っていく必要が私はあると思いますので、ぜひその点については今後も御検討していただき、ぜひ声を上げていただきたいと思っております。

そんな中で、さすがに急にそういった話が一挙に出てくるという現実ですね。10万円前後もするものが、高校に入ると、結構いろんな教材とかいうものも含めて、多額の費用、特に女子生徒については制服が丸つきり変わってしまうので新しくしなくてはいけないとか、そういったことでなかなか大変だという話は聞くところであります。そういった意味で、ぜひ瑞穂市として何らかのそういったところへの支援をしていくことは検討できないか、そういったことについてお答えを願いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほども申しましたが、経済的負担が保護者にとって非常に大きいことは理解しておりますが、岐阜県においては高等学校の授業料無償化が進められ、先ほど紹介しました岐阜県の高校生に対する奨学金給付金制度や民間の奨学金制度が整備されており、これらは主に低所得者世帯を対象としており、進学に係る費用の軽減を図る重要な支援となっております。

教育委員会としましては、岐阜県の既存の支援制度があることや財政的な面など様々なことを考慮しますと、進学支援に関して新たに市独自の支援策を導入することは現段階では難しいと考えております。そのため、今後も既存の制度を最大限活用し、保護者や生徒が利用できるよう情報提供及び相談の支援に努めてまいりたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 答弁ありがとうございます。

既存の制度をしっかりと使う、それからそういったことをPRしていく。すごく大事なことだと思いますので、ぜひ強化をしていただきたいと思うとともに、一度そういったことが果たして可能かどうかということについても御検討願えればということで、本日の私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（今木啓一郎君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時12分